

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月19日

【会社名】 株式会社グローバルインフォメーション

【英訳名】 Global Information, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 悟

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号アーシスビル7階

【電話番号】 044 - 952 - 0102（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼管理部長 杜山 悦郎

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号アーシスビル7階

【電話番号】 044 - 952 - 0102（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼管理部長 杜山 悦郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	127,500,000円
売出金額	
（引受人の買取引受による売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	450,000,000円
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	90,000,000円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	125,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2020年11月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2020年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2020年11月19日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年12月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	125,000	127,500,000	69,000,000
計(総発行株式)	125,000	127,500,000	69,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年11月19日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は150,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年12月16日(水) 至 2020年12月21日(月)	未定 (注) 4	2020年12月23日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年12月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年12月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年12月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年11月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年12月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年12月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年12月7日から2020年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 向ヶ丘支店	神奈川県川崎市多摩区登戸2779 - 6

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計		125,000	

- (注) 1. 2020年12月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
138,000,000	16,000,000	122,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額122,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の差引手取概算額上限82,800千円を合わせて、人材採用費(60,000千円)、マーケティング費用(60,000千円)、システム開発費(40,000千円)、子会社である株式会社ギブテックへの融資(44,800千円)に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

今後の事業拡大を目的とした人材採用に関する費用として、60,000千円(2021年12月期30,000千円、2022年12月期30,000千円)

検索エンジン連動広告、WEBバナー広告をはじめとしたWEBチャネルを活用した新たなマーケティング手法の探索及び導入費用として60,000千円(2021年12月期30,000千円、2022年12月期30,000千円)

業務の効率化を目的とした社内の基幹システムへの投資及び顧客利便性の向上に資するWEBサイトの改善費用として40,000千円(2021年12月期20,000千円、2022年12月期20,000千円)

子会社である株式会社ギブテックで製品在庫の製造及び仕入等に充てる運転資金のための融資資金として44,800千円(2021年12月期24,000千円、2022年12月期20,800千円)

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年12月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	375,000	450,000,000	神奈川県川崎市多摩区 小野 悟 250,000株 神奈川県川崎市多摩区 小野 優子 125,000株
計(総売出株式)		375,000	450,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 12月16日(水) 至 2020年 12月21日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及び 全国各支店	東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号 エイチ・エス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年12月14日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	75,000	90,000,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社 75,000株
計(総売出株式)		75,000	90,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年11月19日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、エイチ・エス証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 2020年 12月16日(水) 至 2020年 12月21日(月)	100	未定 (注)1	エイチ・エス証券株式 会社の本店及び全国各 支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2020年12月14日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. エイチ・エス証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所JASDAQへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、エイチ・エス証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所JASDAQへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である小野悟(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 75,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	2021年1月25日(月)

(注) 1．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2020年12月3日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、2020年12月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年12月24日から2021年1月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸貸人である小野悟、売出人である小野優子、当社株主である田野聡美、樋口めぐ美、株式会社いちとせ及び株式会社エルワイアールは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年6月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の役員かつ新株予約権者である杜山悦郎、栗崎俊紀、樋口荘祐、久富有道及び元田達弥は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年6月21日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年11月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1)表紙に当社のロゴマーク  *Global Information, Inc.* を記載いたします。

(2)表紙の次に「1．事業の概況」～「4．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

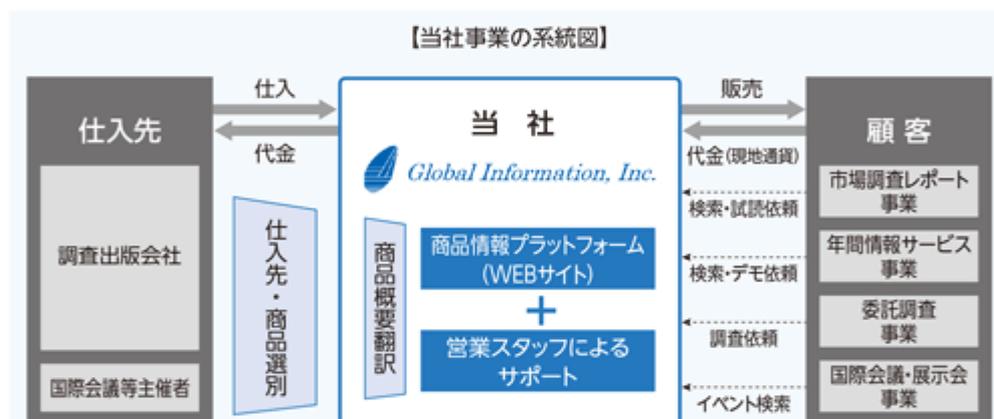
1. 事業の概況

事業概要

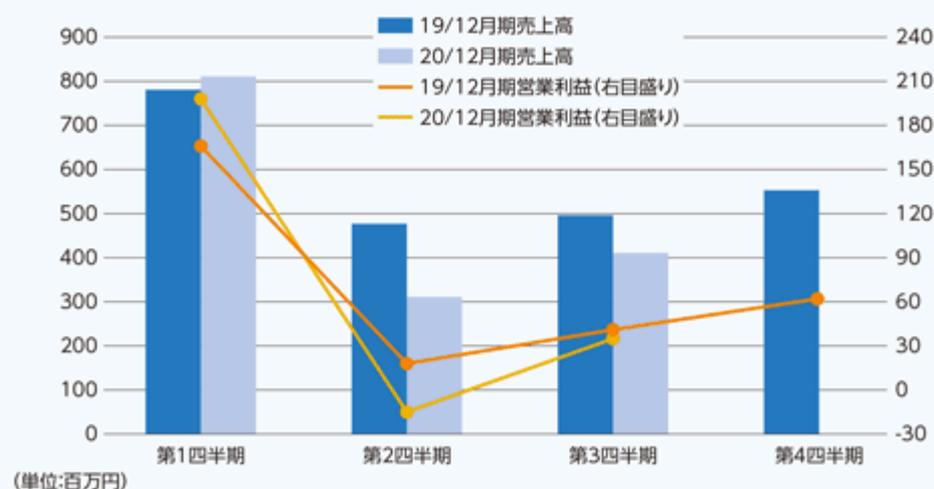
当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、海外の調査出版会社と提携し、世界の市場、技術動向に関する英文の調査レポート等の情報商品を国内外の製造業、シンクタンク等のお客様に提供してまいりました。

インターネット検索により様々な情報が無料かつ即時に手に入るようになった現代においては、真に有用な情報を見定め、活用することは次第に難しくなっているとも言えます。このような環境のもと、当社は、これまで25年以上に亘って培った知識や経験により選別し、販売契約を締結した調査出版会社及び会議等主催者の商品情報をWEBサイト上に集約し、市場・技術動向情報商品のプラットフォームとして提供しております。各商品の概要等の情報を原版の英語のほかに、日本語、韓国語、中国語の各ローカル言語に翻訳して紹介することで、アジア地域を中心としたお客様に多くご活用いただいています。

当社の事業の系統図は下図に示すとおりです。当社事業は、商品種別毎に市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業の4つに区分しております。



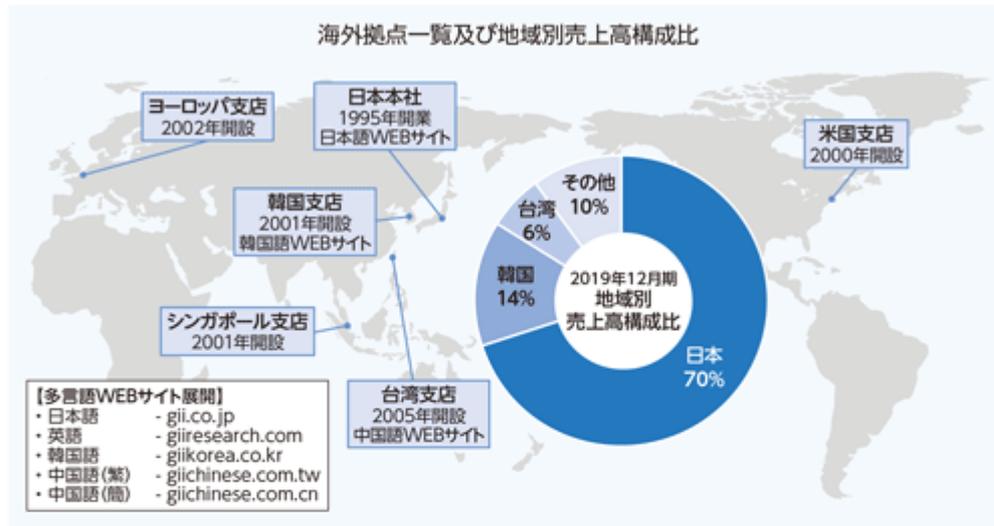
【2019年12月期・2020年12月期 四半期毎売上高・営業利益】



海外事業所展開

当社は、市場・技術動向に関する情報商品を各現地語で紹介する商品情報WEBサイトを提供することに加え、日本を含む世界6か国に拠点を構え、現地のお客様に対してきめ細やかな営業サービスを行っております。

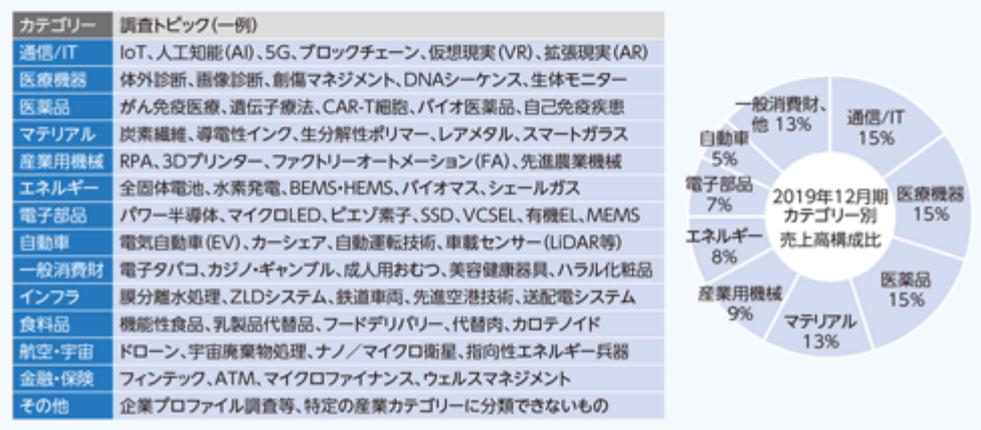
これまで日本国内と同様、ある程度に成熟し、自国外の市場・技術動向情報への需要の見込める国・地域を選別して、適時に事業所展開を進めてきました。創業以来の事業所展開の歩みについては、下図に示すとおりです。2019年12月期において、国内と海外の売上高構成比は約7:3であり、アジア地域の売上高が、9割超を占めております。



2. 事業内容

当社の取扱う商品は、①市場調査報告書、②年間契約型情報サービス、③委託調査、④国際会議・展示会の4つに区分されます。各商品を通じて、当社が提供する情報は、成熟市場から最先端のトレンドに至るまで、多種多様な産業分野・市場をカバーしており、より多様化するお客様のニーズに応えられるよう、商品ラインナップの拡充に努めております。以下のとおり、産業分野（カテゴリー）ごとの売上高構成比が大きな偏りなく分散していることは、当社をご利用いただいているお客様企業の属する産業分野・市場が多岐にわたっており、かつ当社がそのニーズに応えていることを示すものと考えております。

【カテゴリー別調査トピック例及び売上高構成比】



WEBサイト紹介

当社は、日本語・英語・韓国語・中国語の4か国語のWEBサイトで世界各国で発行されている市場調査レポート等の商品情報を掲載しております。WEBサイト上で検索からオンラインによる相談、試読、納品までワンストップでサービスを提供しています。

WEBサイトにて商品概要を
日・韓・中・英それぞれの言語で紹介

日本語版サイト
掲載市場調査レポート数
9万点以上
(2020年11月19日時点)




レポートの概要を日・英・韓・中の各言語で確認できます

チャットによる問合せができます



ご購入検討用として、サンプル/抜粋ページをお取り寄せする事が可能です。サンプルは、当商品から3~4ページほど抜粋したものをPDF形式にてお届けいたします。

ご購入検討用として、原本を試読することが可能です。「目次やサンプルだけではなく、レポートの内容を把握したい」「必要な情報が記載されているか確認したい」などをご希望のお客様にお勧めしております。

[試読申込](#) [無料サンプル](#) [見積・お問合せ](#)

◆「試読サービス」について

市場調査レポートの購入を検討している方に、オンライン・対面のいずれかで市場調査レポートの原本を無料で試読していただけるサービスです。

取扱いレポートの約6割が試読可能となっております。

【オンラインデモ】

インターネットを介して、当社担当PCの表示画面を、お客様のPCモニターに表示します。当社担当が、ご説明しながらファイルを操作し、ご希望のページをご覧いただけます。

※ Webプレゼンテーション用ソフトを使用しますが、お客様が当ソフトをインストールする必要はございません。



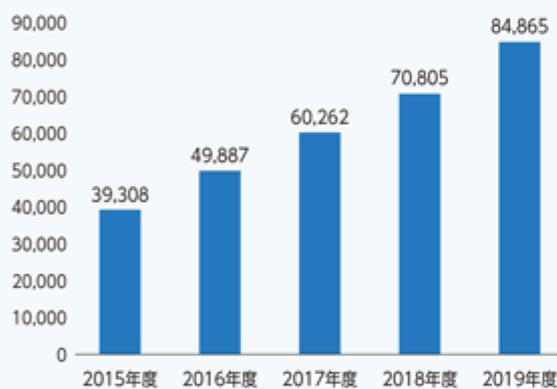
■ 商品区分ごとの事業内容

① 市場調査レポート

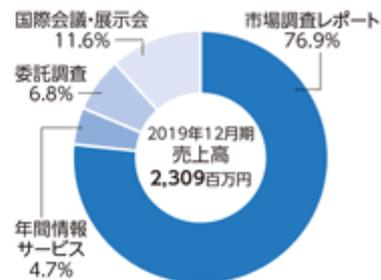
特定の調査項目について、調査出版会社のアナリストが市場・技術動向の調査・分析を行い、体系的にまとめたレポートを販売する事業です。市場調査レポートには、市場動向分析、将来予測等の定性的な内容についても記載されており、海外市場や新技術の調査の一環としてお客様にご活用いただいております。

当社は、世界各国の調査出版会社と契約を結ぶことで、取扱商品数の増加に努めており、2020年11月19日時点で、当社ウェブサイト掲載商品数は9万点を超えております。また、一部の商品については、「試読」サービスを提供しており、商品内容を確認後、ご購入を判断いただくことができます。

【市場調査レポート 取扱い商品数の推移】



【事業区分ごとの売上高構成比】



【市場調査レポートサンプル】



② 年間情報サービス

年間単位で契約を締結し、継続的に市場・技術動向に関する情報を提供するサービスを販売する事業です。オンラインデータベース型、サブスクリプション型、定期刊行型等、調査出版会社ごとにサービスの形態が異なりますが、お客様は、常に対象テーマの最新情報を入手していただくことができます。

海外の調査出版会社に代わって、当社の営業担当者が商品に関する説明やデモのご案内をすることで、お客様は、言語の壁や時差等の煩わしさを感じることなく、海外の企業が提供する情報サービスを購読することができます。

③ 委託調査

既存の市場調査レポートでカバーしきれないお客様の調査ニーズに対して、カスタム調査を受託して実施する事業です。当社が、お客様からの調査ニーズのヒアリングを行い、提携する調査会社からお客様の調査ニーズに最適な会社を選定いたします。調査会社選定後は、当社が調査の進捗管理を行い、調査完了までお客様の委託調査実施をサポートいたします。また、お客様のご要望によっては、当社スタッフが調査会社及びお客様に代わり、お客様企業内での調査成果報告会を行うサービスも承っております。

④ 国際会議・展示会

世界各地で行われる国際会議・展示会への参加者を募集する事業です。国際会議・展示会には、各産業界のリーダーが多く参加し、お客様にとって、業界内の最新情報の入手やネットワーキングに最適な機会となります。当社は、国際会議・展示会主催者が主催するイベントの英語版WEBページを日本語、韓国語、中国語それぞれの言語に翻訳して提供しており、お客様は、必要な情報を容易に入手することができます。さらに、当社WEBサイトから直接お申込み、お支払いの手続きまでを行うことができ、会議等開催者への問合せについても全て当社が窓口となり、現地言語によって行うことができるため、国際会議等のイベントに参加されるお客様にとって、利便性の高いサービスとなっております。また、今期よりオンライン開催の会議・展示会の取扱いも開始し、海外へ渡航することなく、各産業界の最新の情報に触れられる機会を提供しています。

3. 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題

■ 経営方針

市場・技術動向情報のトップオブマインドを目指して

お客様に「市場・技術動向情報調査」といえば、「グローバルインフォメーション」と第一に選んでいただける会社となるべく、以下の各施策を確実に実行してまいります。

■ 経営戦略

① 仕入先との関係強化

世界各国の優良調査出版会社及び国際会議等開催者の開拓及び既存仕入先とのコミュニケーション促進による関係強化を取り進め、今後より一層多様化することが予測されるお客様からのニーズに応え続けられる商品供給体制の構築に努めてまいります。また、当社は、主要市場であるアジア圏における総代理店契約を締結する仕入先の増加を目標の一つとして掲げております。

② お客様との関係強化

当社は、より多様化するお客様の情報ニーズに寄り添い、頼られ続ける存在となることを目指しております。今後、サービス品質の向上による更なる信頼獲得に努め、包括購買契約を締結するお客様の増加に取り組んでまいります。

③ ブランド力の向上

当社事業を拡大する上で、市場・技術動向調査の際にお客様に第一に選んでいただけるよう、当社のブランド力を向上することが重要であると考えております。商品情報プラットフォームである当社WEBサイトの認知度を向上させると同時に顧客サービスを更に充実させ、お客様に選ばれ続ける企業となるよう努力を続けてまいります。

④ 商品登録プロセスの効率化

増加する仕入先数及び商品数に対応するため、仕入先から提供される商品情報の登録、販促材料の翻訳、WEBページの作成・アップロードまでの工程の自動化及び簡略化を進めます。これにより、当社WEBサイトで紹介できる商品数を増やすことができると同時に、新規発行商品に関する情報を素早く届けられるようになり、お客様の意思決定に必要な情報をタイムリーに提供できると考えております。

⑤ 海外拠点の強化

当社は、これまで経営リソースを主に、日本を中心とし、韓国、台湾等アジア地域に投入してきた結果、地域ごとの売上高構成では、アジア地域における売上高比率が9割以上を占めております。一方、北米、欧州の市場・技術動向調査の市場規模は、アジア市場以上に大きいものと考えており、今後は、これまで当社の売上が少なかった当該地域においても、当社英語版WEBサイトの改善等競合他社と競える体制を整え、市場シェアの獲得に取り組んでまいります。

■ 対処すべき課題

① 「2020 中期経営計画」の実行

「2020 中期経営計画」で定めた取組むべき中期的経営戦略から、各部門のアクションプランにブレイクダウンし、経営目標と各部門のベクトルを一致させながら、月次単位で進捗管理を行い、経営目標達成に向けて取り組んでまいります。

② 有能な人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。そのために、収益性を考慮した人員の最適化を図っていくとともに、事業構造や事業展開等を勘案した上で必要な人材を適時採用するほか、社内の育成環境の強化を推し進めてまいります。また、社員の処遇向上、福利厚生の実施等、社員一人ひとりが責任と誇りを持って満足して働く環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンス、内部管理体制の強化

当社は、環境変化へ迅速に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化が重要な課題の一つと認識しております。そのために、内部監査による定期的なモニタリングの実施等により内部統制の実効性を高め、リスクマネジメント、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と運用を図ってまいります。

④ 新規事業の開拓

当社はこれまで、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業の4つの事業を柱に据え、着実に成長を続けてきましたが、当社を取り巻く市場環境は急速に変化しており、その変化に柔軟に対応し、機動的に事業展開することが、今後の更なる事業発展にとって極めて重要であります。2020年1月に設立した子会社の事業の拡大を進めると同時に、その他新規事業の開拓に積極的に取り組み、早期の事業化を実現させることが必要であると考えております。

4. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 第3四半期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年9月
売上高 (千円)	1,815,694	1,951,219	2,218,574	2,363,832	2,309,627	1,533,374
経常利益 (千円)	124,581	246,786	344,086	321,376	342,528	235,521
当期(四半期)純利益 (千円)	63,143	164,397	250,528	219,606	229,138	187,387
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500
発行済株式総数 (株)	2,500	2,500	2,500	250,000	2,500,000	2,500,000
純資産額 (千円)	290,356	452,859	696,513	790,606	998,872	1,144,551
総資産額 (千円)	1,063,144	1,303,822	1,538,182	1,495,338	1,732,474	1,660,333
1株当たり純資産額 (円)	116,142.75	181,143.68	278,605.20	316.06	399.37	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	50,000.00	100.00	16.00	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	25,257.36	65,758.81	100,211.26	87.84	91.66	74.95
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	27.3	34.7	45.3	52.8	57.6	68.9
自己資本利益率 (%)	24.4	44.2	43.6	29.5	25.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	49.9	11.4	17.5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	218,715	281,649	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	49,897	137,818	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△203,186	△79,270	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	921,303	1,243,776	—
従業員数 (名)	43	43	47	49	51	—
(ほか、平均臨時雇用人員)	(20)	(20)	(17)	(19)	(20)	—

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。第24期、第25期及び第26期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 臨時雇用人員は1日8時間換算による「年間平均人数」を()内外書きで記載しております。

6. 第23期の1株当たり配当額50,000円には、特別配当40,000円を含んでおります。

7. 第21期及び第22期は配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。

8. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

9. 第21期、第22期及び第23期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に基づき作成しており、第24期及び第25期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、第21期、第22期及び第23期の数値については、各期の定時株主総会において承認された数値について誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。

10. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期は監査法人アヴァンティア、第25期は永和監査法人により監査を受けておりますが、第21期、第22期及び第23期については、監査を受けておりません。また、第26期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、永和監査法人により四半期レビューを受けております。

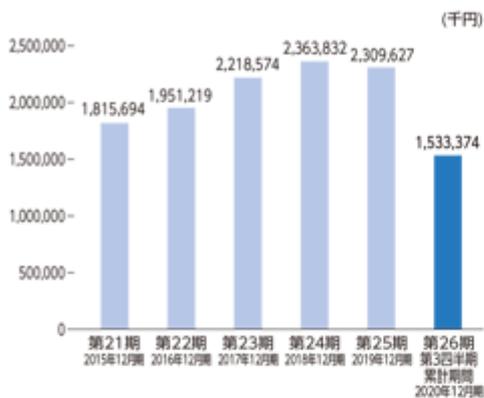
11. 第21期、第22期及び第23期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は、記載しておりません。

12. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

13. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、また、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人アヴァンティア及び永和監査法人の監査を受けておりません。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 第3四半期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年9月
1株当たり純資産額 (円)	116.14	181.14	278.61	316.06	399.37	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	25.26	65.76	100.21	87.84	91.66	74.95
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	50.00	10.00	16.00	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—

売上高



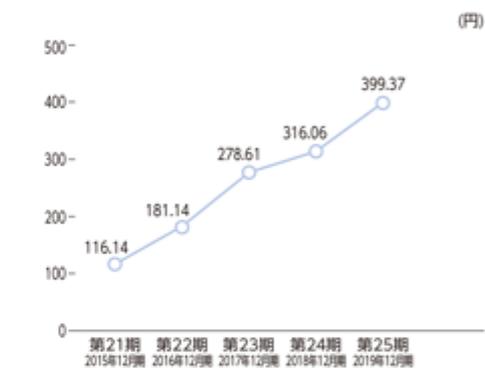
純資産額／総資産額



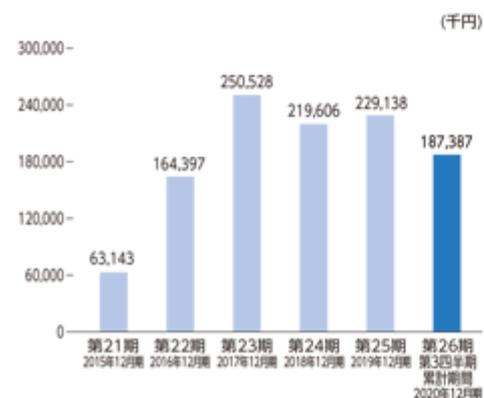
経常利益



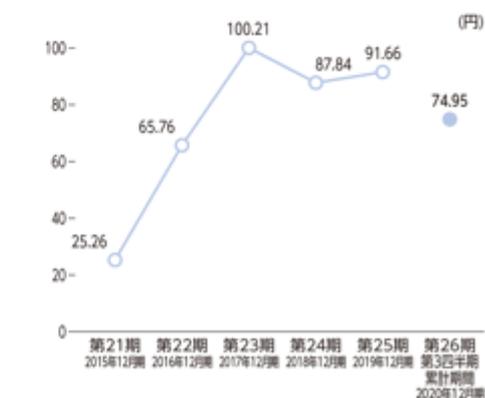
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益



(注) 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	1,815,694	1,951,219	2,218,574	2,363,832	2,309,627
経常利益 (千円)	124,581	246,786	344,086	321,376	342,528
当期純利益 (千円)	63,143	164,397	250,528	219,606	229,138
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500
発行済株式総数 (株)	2,500	2,500	2,500	250,000	2,500,000
純資産額 (千円)	290,356	452,859	696,513	790,606	998,872
総資産額 (千円)	1,063,144	1,303,822	1,538,182	1,495,338	1,732,474
1株当たり純資産額 (円)	116,142.75	181,143.68	278,605.20	316.06	399.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	50,000.00 (-)	100.00 (-)	16.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	25,257.36	65,758.81	100,211.26	87.84	91.66
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	27.3	34.7	45.3	52.8	57.6
自己資本利益率 (%)	24.4	44.2	43.6	29.5	25.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	49.9	11.4	17.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	218,715	281,649
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	49,897	137,818
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	203,186	79,270
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	921,303	1,243,776
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	43 (20)	43 (20)	47 (17)	49 (19)	51 (20)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 臨時雇用人員は1日8時間換算による「年間平均人数」を()内外書きで記載しております。
6. 第23期の1株当たり配当額50,000円には、特別配当40,000円を含んでおります。
7. 第21期及び第22期は配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
9. 第21期、第22期及び第23期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づき作成しており、第24期及び第25期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第21期、第22期及び第23期の数値については、各期の定時株主総会において承認された数値について誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。
10. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期は監査法人アヴァンティア、第25期は永和監査法人により監査を受けておりますが、第21期、第22期及び第23期については、監査を受けておりません。
11. 第21期、第22期及び第23期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は、記載しておりません。
12. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、また、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人アヴァンティア及び永和監査法人の監査を受けておりません。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	116.14	181.14	278.61	316.06	399.37
1株当たり当期純利益 (円)	25.26	65.76	100.21	87.84	91.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	50.00 (-)	10.00 (-)	16.00 (-)

2 【沿革】

当社の事業は、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事業の4つに区分されます。市場調査レポート事業及び年間情報サービス事業（ニュースレター含む）は設立当初から行っており、委託調査事業は、設立後1年以内に開始いたしました。国際会議・展示会事業につきましては、2005年より本格的に開始しております。

当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年 月	概 要
1995年1月	東京都渋谷区に市場調査レポートの販売等を事業目的とした、株式会社アイジーアイジャパン（資本金10,000千円）を設立。日本語・英語2カ国語による市場調査レポート等の販売WEBサイトを開設。
1996年7月	商号を株式会社グローバルインフォメーションに変更し、本社を川崎市麻生区上麻生に移転。
2000年1月	韓国語販売WEBサイトを開設。
2000年9月	米国コネチカット州に米国支店を開設。
2000年11月	資本金を21,500千円へ増資。
2001年3月	シンガポールにシンガポール駐在員事務所を開設。
2001年10月	大韓民国ソウル市に韓国支店を開設。
2002年12月	ベルギーブリュッセル市にベルギー駐在員事務所を開設。
2005年2月	台湾台北市に台湾駐在員事務所を開設。中国語(簡体及び繁体)販売WEBサイトを開設。
2007年2月	台湾駐在員事務所を台湾支店に昇格。
2007年3月	本社を現在の川崎市麻生区万福寺に移転。
2012年1月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化し、100%子会社Global Information (S) PTE. LTD.を設立。
2019年2月	シンガポール支店を開設(子会社Global Information (S) PTE. LTD.は2019年10月に清算結了)。
2020年1月	川崎市麻生区万福寺にIoT向けLPWA通信機器・システムの開発、製造及び販売を事業目的とする株式会社ギブテック（資本金30,000千円）を設立。
2020年7月	ベルギー駐在員事務所を支店化し、ヨーロッパ支店を開設。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社である株式会社ギブテック（100%出資子会社）の計2社で構成されています。

当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、海外の調査出版会社と提携し、世界の市場、技術動向に関する英文の調査レポート等の情報商品を国内外の製造業、シンクタンク等のお客様に提供してまいりました。

インターネット検索により様々な情報が無料かつ即時に手に入るようになった現代においては、真に有用な情報を見定め、活用することは次第に難しくなっているとも言えます。このような環境のもと、当社は、これまで25年以上に亘って培った知識や経験により選別し、販売契約を締結した調査出版会社及び会議等主催者の商品情報をWEBサイト上に集約し、市場・技術動向情報商品のプラットフォームとして提供しております。各商品の概要等の情報を原稿の英語のほかに、日本語、韓国語、中国語の各ローカル言語に翻訳して紹介することで、アジア地域を中心としたお客様に多くご活用いただいております。

当社は、上記の経営理念を実現するために、商品面においては、医薬品、通信・IT、エネルギー、半導体、環境等の幅広い産業カテゴリーに対応すべく、欧米・アジアをはじめとする世界各国の調査出版会社との提携拡大に注力し、現在では300社を超える調査出版会社及び会議等主催者と販売契約を締結するに至っております。当社の日本語版WEBサイトに掲載される市場調査レポート数は9万点を超え、ニッチ化するお客様のニーズにお応えするため、特定の産業分野に偏ることなく、幅広い産業分野に関わる情報商品を取り揃えていることも当社の特徴の一つであります。

一方、販売面においては、米国、韓国、台湾、シンガポール、ベルギーに支店を展開し、サービスのボーダレス化を実現し、顧客満足度の向上に向けた施策を積極的に推し進めております。

下記には、当社が取扱う商品について、産業カテゴリーごとに分類した調査トピックの一例を示します。

カテゴリー	トピック（調査項目）例	第25期 2019年12月期 売上高構成比 （%）
通信/IT	IoT、人工知能（AI）、5G、ブロックチェーン、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）	15.3
医療機器	体外診断、画像診断、創傷マネジメント、DNAシーケンス、生体モニター	14.7
医薬品	がん免疫医療、遺伝子療法、CAR-T細胞、バイオ医薬品、自己免疫疾患	14.5
マテリアル	炭素繊維、導電性インク、生分解性ポリマー、レアメタル、スマートガラス	12.8
産業用機械	RPA、3Dプリンター、ファクトリーオートメーション（FA）、先進農業機械	9.2
エネルギー	全固体電池、水素発電、BEMS・HEMS、バイオマス、シェールガス	8.0
電子部品	パワー半導体、マイクロLED、 piezo素子、SSD、VCSEL、有機EL、MEMS	6.5
自動車	電気自動車（EV）、カーシェア、自動運転技術、車載センサー（LiDAR等）	5.4
一般消費財	電子タバコ、カジノ・ギャンブル、成人用おむつ、美容健康器具、ハラル化粧品	4.2
インフラ	膜分離水処理、ZLDシステム、鉄道車両、先進空港技術、送配電システム	3.3
食料品	機能的食品、乳製品代替品、フードデリバリー、代替肉、カロテノイド	2.7
航空・宇宙	ドローン、宇宙廃棄物処理、ナノ/マイクロ衛星、指向性エネルギー兵器	1.9
金融・保険	フィンテック、ATM、マイクロファイナンス、ウェルスマネジメント	0.7
その他	企業プロフィール調査等、特定の産業カテゴリーに分類できないもの	0.8

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、当社の事業は、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事

業の4つに区分され、事業ごとに取扱商品・サービスが異なりますので、以下事業区分別にその内容を記載いたします。

(1) 市場調査レポート事業

市場調査レポート事業とは、特定の調査項目について、調査出版会社のアナリストが市場・技術動向の調査・分析を行い、市場規模・予測、テクノロジーのトレンド、規制風土、競合環境・市場シェア、参入状況等を体系的にまとめたレポートを仕入れし、販売する事業であります。市場規模のトレンド情報、将来予測、参入企業の製品シェア等の定量的なデータに加え、参入企業のSWOT分析情報等の定性的な内容についても記載されており、海外市場や新技術の調査の一環としてお客様にご活用いただいております。

当社は、世界各国の調査出版会社と契約を結ぶことにより、取扱い商品数の増加に努めており、本書提出日現在において、当社WEBサイト掲載商品数は9万点を超えております。また、一部の商品については、「試読」サービスを提供しており、お客様は、商品内容を事前に確認した上で、ご購入を判断いただくことができます。

市場調査レポート 取扱い商品数の推移

	第21期 2015年12月期	第22期 2016年12月期	第23期 2017年12月期	第24期 2018年12月期	第25期 2019年12月期
市場調査レポート 取扱い商品数(点)	39,308	49,887	60,262	70,805	84,865

(注) 1. 当社の日本語版WEBサイトに商品情報の掲載を行う商品数を示しております。

2. 各期末(12月31日)時点の情報について記載しております。

(2) 年間情報サービス事業

年間単位で契約を締結し、継続的に市場・技術動向に関する情報を提供するサービスを販売する事業です。オンラインデータベース型、サブスクリプション型、定期刊行型等、調査出版会社ごとにサービスの形態が異なりますが、お客様は、常に対象テーマの最新情報を入手していただくことができます。含まれるコンテンツの例としては、各産業の定期発刊ニュース、製品の開発動向や法規制動向、製品価格や市場規模の定点観測情報、アナリストによるQ&A、コンサルティングサービス等があります。

海外の調査出版会社に代わって、当社の営業担当者が商品に関する説明やデモのご案内をすることで、お客様は、言語の壁や時差等の煩わしさを感じることなく、海外の企業が提供する情報サービスを購読することができます。

(3) 委託調査事業

既存の市場調査レポートでカバーしきれないお客様の調査ニーズに対して、カスタム調査を受託して実施する事業です。当社が、お客様からの調査ニーズのヒアリングを行い、提携する調査出版会社からお客様の調査ニーズに最適な会社を選定いたします。調査出版会社選定後は、当社が調査の進捗管理を行い、調査完了までお客様の委託調査実施をサポートいたします。また、お客様のご要望によっては、当社スタッフが調査出版会社及びお客様に代わり、お客様企業内での調査成果報告会を行うサービスも承っております。

(4) 国際会議・展示会事業

世界各地で行われる国際会議・展示会への参加者を募集する事業です。国際会議・展示会には、各産業界のリーダーが多く参加し、お客様にとって、業界内の最新情報の入手やネットワーキングに最適な機会となります。当社は、国際会議・展示会主催者が主催するイベントの英語版WEBページを日本語、韓国語、中国語それぞれの言語に翻訳して提供しており、お客様は、必要な情報を容易に入手することができます。さらに、当社WEBサイトから直接お申込み、お支払いの手続きまでを行うことができ、会議等開催者への問合せについても全て当社が窓口となり、現地言語によって行うことができるため、国際会議等のイベントに参加されるお客様にとって、利便性の高いサービスとなっております。また、オンライン開催の会議・展示会の取扱いも行っており、海外へ渡航することなく、各産業界の最新の情報に触れられる機会を提供しております。

なお、いずれの事業も、商品等は全て、顧客から受注後に調査出版会社や会議の主催者等に発注を行う受託販売であるため、在庫を抱えるリスクはありません。

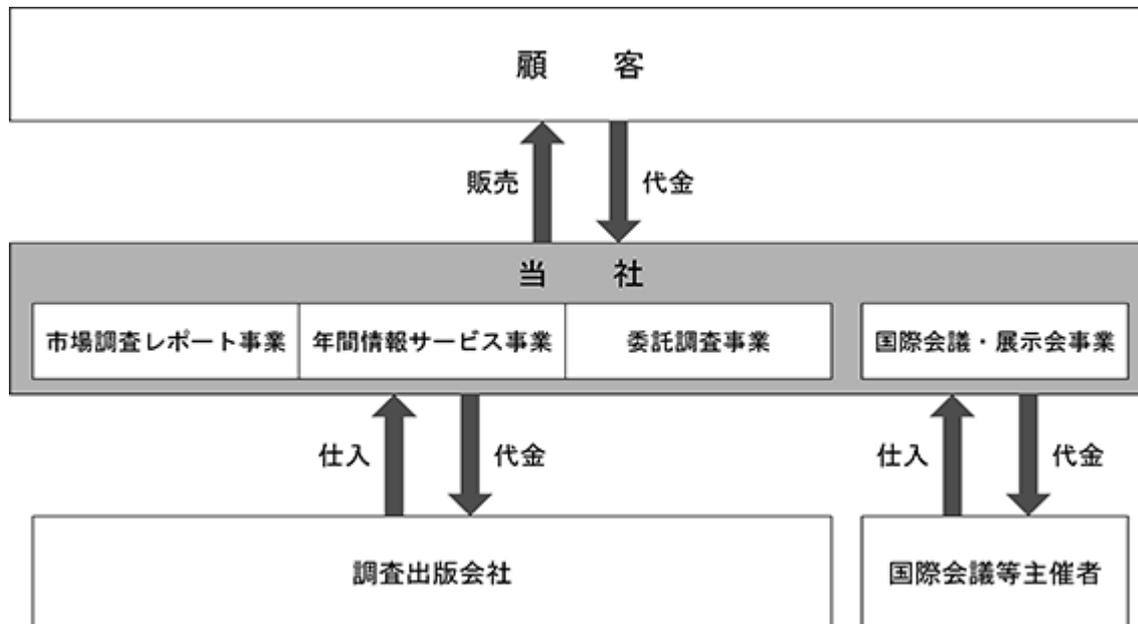
2020年1月に設立した株式会社ギブテックは、低消費電力かつ広域であることを特徴とするIoT向け無線通信LPWAの

規格の1つである「ZETA」に関し、IoTネットワークの構築に必要な機器である基地局(AP)、中継器(Mote)及び通信モジュールを搭載したスマートセンサーの開発、製造及び販売並びにこれらの自社製品のほか、他社製のZETA関連製品を利用したIoTネットワークの構築・管理の受託及びコンサルティングを主な事業としております。

同社の設立から間もない時期に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大し始めた影響で事業開始が遅れ、現時点においては事業開始の準備段階にあります。

従いまして、当社企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を誤らない程度に重要性が乏しいものとして当社では連結財務諸表を作成しておりません。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 株式会社ギブテックについては、現時点において事業開始の準備段階にあるため、上記事業系統図から除外しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
45(18)	47.0	10.6	5,858,787

- (注) 1. 当社は、単一セグメントであり、同一の従業員が複数の事業に従事しておりますため、事業部門別の従業員数は記載を省略しております。
2. 従業員数は海外の現地採用者を含む就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、1日8時間換算による「年間平均人数」を()内外書きで記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、臨時雇用者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念として、事業の運営と発展に努め、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、2020年12月期を初年度とした3か年の「2020 中期経営計画」において、中期的な経営方針を「市場・技術動向情報のトップオブマインドを目指して」と定めております。取扱い商品レパートリーの充実、顧客サービス品質の向上等を通じて、当社を利用いただくお客様にとっての利便性を高めることで、市場・技術動向調査を検討する際に、第一に当社を想起して選んでいただける存在となるべく、下記の経営戦略に従い、各施策の実行に努めてまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社の主要商品である市場調査レポートの市場は、国内においては、日本企業の海外進出、技術革新、新規事業の開拓等に伴い、成長を続ける市場であると考えており、海外においては、特にアジア圏の新興国の経済成長に伴い、市場情報、技術動向に関する情報の需要が国内以上に増加すると予想しております。

一方で、当社の仕入先である海外調査出版会社の近年の動向としましては、安価で豊富な労働力を背景に、最新のビッグデータ解析技術等を駆使して欧米系を量的に凌駕するインド系・中国系の新興調査出版会社の著しい台頭や調査出版会社自身による直販部門の戦略的強化など、当社を取り巻く環境は大きく変化しております。

当社は、このような外部環境の変化に必要な経営戦略を可視化し、的確かつ迅速に対応するために、2020年12月期を初年度とする3か年の「2020 中期経営計画」を策定しております。「2020 中期経営計画」には、外部環境の変化を踏まえ社内資源の最適配分を考慮して、取り組むべき中期的な経営戦略及びアクションプランを定め、2022年12月期までの数値計画を策定しております。当社は、この「2020 中期経営計画」を達成することで競合他社との比較優位性を高め、事業の発展並びに企業価値の最大化を図ってまいります。

(経営戦略)

当社は、「2020 中期経営計画」において、下記を経営戦略として掲げ、これらの実現に向けて定めたアクションプランの実行に取り組んでおります。

仕入先との関係強化

当社は、今後より一層多様化することが予測されるお客様のニーズに応え続けるべく、多種多様な商品を供給し続けることが重要であると認識しております。そのため、世界各国の新規調査出版会社及び国際会議等開催者の開拓及び既存仕入先とのコミュニケーションの促進等による関係強化を取り進め、より盤石な商品供給体制の構築に努めてまいります。また、当社は、主要市場であるアジア圏において、他社との競合を避けるため、同地域での総代理店契約を締結する仕入先の増加を目標の一つとして掲げております。

顧客との関係強化

経済のグローバル化が進み、お客様の市場・技術動向に関する情報の需要は、年々多様化していると感じており、当社は、より多様化するお客様の情報ニーズに寄り添い、頼られ続ける存在となることを目指しております。今後、サービス品質の向上による更なる信頼獲得に努め、包括購買契約を締結するお客様の増加に取り組んでまいります。

ブランド力の向上

当社事業を拡大する上で、市場・技術動向調査の際に、お客様に第一に選んでいただけるよう、当社のブランド力を向上させることが重要であると考えております。商品情報プラットフォームである当社WEBサイトの認知度を向上させると同時に顧客サービスを更に充実させ、お客様に選ばれ続ける企業となるよう努力を続けてまいります。

商品登録プロセスの効率化

お客様の情報ニーズに対応するため、提携仕入先数及び取扱い商品の増加に努める一方で、増加する商品数に対応するため、仕入先から提供される商品情報の登録プロセスを効率化する必要性があると認識しております。商品情報のデータベースへの受入、販促材料の翻訳、WEBページの作成・アップロードまでの工程の自動化及び簡略化を推し進めることで、当社WEBサイトで紹介できる商品数を増やすことができると同時に、新規発行商品に関する情報を素早く届けられるようになり、お客様の意思決定に必要な情報をタイムリーに提供することができると考えております。

海外拠点の強化

当社は、これまで経営リソースを主に、日本を中心とし、韓国、台湾等アジア地域に投入してきました。その結果、地域ごとの売上高構成では、アジア地域における売上高比率が9割以上を占めております。一方、当社は、北米、欧州の市場・技術動向調査の市場規模は、アジア市場以上に大きいものと考えており、今後は、これまで売上が少なかった当該地域においても、当社英語版WEBサイトの改善等を通じて競合他社と競える体制を整え、市場シェアの獲得に取り組んでまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、業容の拡大と適正利益の確保を最優先事項として掲げ、新規取引先の開拓、新規調査出版会社、会議開催会社の開拓等に努めてまいりました。そのため、事業規模を示す「売上高」及び利益の源泉である「売上総利益」を重視しており、中でも「売上総利益」の増加率を経営の最重要指標と位置付けております。

更に、業容の拡大を進める一方で、効率よく利益を上げるためのコスト削減にも最大限取り組んでいることから、「売上高」、「売上総利益」の増加率に加え、「営業利益」の増加率を重要指標として捉え、継続的な成長を目指してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

「2020 中期経営計画」の実践

「2020 中期経営計画」で定めた取り組むべき中期的経営戦略から、各部門のアクションプランにブレークダウンし、経営目標と各部門のベクトルを一致させながら、月次単位で進捗管理を行い、経営目標達成に向けて取り組んでまいります。

有能な人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。そのために、収益性を考慮した人員の最適化を図っていくとともに、事業構造や事業展開等を勘案した上で必要な人材を適時採用するほか、社内の育成環境の強化を推し進めてまいります。

また、社員の処遇向上、福利厚生充実等、社員一人ひとりが責任と誇りを持って満足して働く環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス、内部管理体制の強化

当社は、環境変化へ迅速に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化が重要な課題の一つと認識しております。

そのために、内部監査による定期的なモニタリングの実施等により内部統制の実効性を高め、リスクマネジメント、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と運用を図ってまいります。

新規事業の開拓

当社はこれまで、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業の4つの事業を柱に据え、着実に成長を続けてきました。しかしながら、当社を取り巻く市場環境は急速に変化しており、その変化に柔軟に対応し、機動的に事業展開することが、今後の更なる事業発展にとって極めて重要であります。2020年1月に設立した子会社の事業の拡大を進めると同時に、その他新規事業の開拓に積極的に取り組み、早期の事業化を実現させることが必要であると考えております。

2 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

当社の事業は、企業を主要顧客としており、これまで、顧客企業の海外市場、新製品市場への参入意欲の高まりを背景として、業容を拡大してまいりました。しかし、今後、国内外の経済情勢や景気動向等の原因により、顧客企業の海外市場、新製品市場への参入意欲が減退する様な場合には、新規顧客の開拓の低迷、既存顧客からの受注の減少等から、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社について

当社が属する市場、技術動向に関する情報提供事業の業界においては、近年、国内外両方で多くの同業他社が出現しており、価格競争が激しくなっております。また、当社の仕入先である調査出版会社自らが当社の販売テリトリーで営業行為を行うことで、当社と競合し、価格面での競争となる場合もあります。当社は、仕入先、顧客企業との人的交流による関係強化を図ることで同業他社又は仕入先調査出版会社との直接の競合、価格面での競争を回避し、事業基盤の強化及び維持に努めておりますが、意図せず、これら競合他社との価格競争に晒された場合には、売上や収益の低減により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 検索エンジンへの集客依存について

当社事業においては、当社WEBサイトで商品に関するWEBページを閲覧した顧客の問合せから商談に発展するケースが大半であります。顧客が当社WEBサイトへアクセスする流入経路としては、インターネット上の検索エンジンで特定の市場・技術について検索した結果、表示された当社WEBページへアクセスするという経路が最も多くなっております。そのため、検索エンジンでの検索結果の表示が集客及び新規顧客の獲得に影響を及ぼす可能性があります。当社では、検索エンジンからの集客数を確保するため、検索エンジン経由のWEBサイト流入者数のモニタリング、WEBサイト掲載内容の整備等を行い、検索エンジン対策に努めておりますが、検索エンジンに使用されるアルゴリズムに大幅な変更が生じた場合には、当社の検索エンジン対策が有効に機能せず、WEBサイトへの流入顧客数が減ることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 単一商品類（市場調査レポート）への依存

当社の事業の大部分は、市場調査レポートの販売が占めており、2019年12月期において、売上額全体に占める割合は77.0%となっております。その他商品類のレポートの拡大や新たな商品類の取扱いの開始等により、市場調査レポートへの依存度を下げる努力を続ける一方で、新規仕入先の開拓、既存仕入先との関係維持、顧客企業との関係維持等に努めた結果、直近5期間においても同商品の販売による売上額、売上高総利益額は、安定的に推移しており、今後も当社の事業基盤の柱であり続けると考えております。しかしながら、競合商品の出現による商品価値の低下等によって、市場調査レポートに対する顧客企業の需要の減退等の予期し得ない事態が起きた場合、本商品類の販売における売上額が減少し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 業績の季節変動について

当社の主要な顧客である日本の国内企業の多くは、顧客企業内での会計年度末となる第4四半期（1月～3月）に市場、技術動向に関する調査報告書類を購入する傾向があるため、当社の売上高には一定の季節変動があります。2019年12月期においては第1四半期（2019年1月～3月）の売上構成比率は33.9%となっております。顧客の購入時期に依らず、開催日が決定している会議商品の取扱い数の増加、年間を通じた継続的な販売促進活動等により年間を通じた売上高、利益額の平準化は図っておりますが、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

なお、2019年12月期における四半期ごとの業績は次の通りです。

	2019年12月期 (2019年1月1日～2019年12月31日)				
	第1四半期 (1～3月期)	第2四半期 (4～6月期)	第3四半期 (7～9月期)	第4四半期 (10～12月期)	合計 (通期)
売上高(千円)	781,883	477,433	496,812	553,498	2,309,627
構成比(%)	33.9	20.7	21.5	24.0	100.0
営業利益(千円)	166,560	18,312	41,953	62,698	289,523
構成比(%)	57.5	6.3	14.5	21.7	100.0

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 第25期の各四半期会計期間の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく永和監査法人の四半期レビューは受けておりません。

(6) 為替レートの変動について

当社は、多くの商品を海外の調査出版会社からUSドル、ユーロ、ポンド等の現地通貨建てで仕入れており、また顧客に対しては、調査出版会社の提示価格を、販売を行う国の現地通貨に当日の為替レートで換算した価格で販売しております。急激で極端な為替レートの変動が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は前述の通り、顧客からは顧客が所在する現地通貨で代金を受け取り、その後円通貨に換金しているため、円換金時の為替変動の影響を受けます。そのため、円高局面では、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外での事業展開について

当社は、日本本社以外に海外5か所（韓国、台湾、米国、シンガポール、ベルギー）に拠点を設置し、事業展開を行っています。各拠点には、人員等の経営資源を適切に投下し、事業の拡大を図っておりますが、当社の想定通りに事業展開が進まなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報サービス産業における技術革新について

情報サービス産業においては、情報技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められます。当社は、新たな情報技術に関する調査、顧客との面談を通じた情報ニーズの聞き取り等を行い、技術革新への対応を強化しております。しかしながら、予期せず、技術革新が急速に進展し、当社の対応が適切でなかった場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新規事業について

当社では、持続的な成長を実現するために、新規事業の創出と拡大への積極的な取り組みに努めております。本書提出日現在において、子会社である株式会社ギブテックで開始した事業のほかに具体的に計画している新規事業はございませんが、新規事業開拓を遂行していく過程において、急激な経営環境の変化をはじめとした様々な予測困難なリスクが生じる可能性があり、その結果、当初計画した以上の損失が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定仕入先への依存について

当社事業においては、2019年12月期における仕入先上位5社による売上高は総売上高の28.7%を占めており、当該仕入先への依存度が高くなっております。当社は、代表取締役社長を中心とした人的交流を行う等して、当該仕入先との長期的に良好な関係を築くと同時に、特定の仕入先への依存度が極端に高くなることを避けるため、新規仕入先の開拓にも努めておりますが、何らかの理由により、重要仕入先との取引が継続できなくなった場合には、当社の商品供給体制に重要な支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社は、事業活動を行うに当たり、第三者が保有する商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう、細心の注意を払っております。本書提出日現在において、他者との訴訟等はありませんが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者からの損害賠償請求、使用差止請求等に伴う損失が発生する可能性があり、その場

合には当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)個人情報保護について

当社は、個人情報を含む顧客企業の情報を保有及び管理しております。これらの情報を適法かつ適切に取扱い、保護することは事業を遂行する上での最重要事項として認識しており、個人情報保護法に即した社内規程類の整備、定期的な社員教育の実施、個人情報を取扱う従業員の制限等、個人情報の漏えい防止策を講じております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入等の犯罪行為や従業員の過失等により、個人情報を含む重要な情報が流出、消去される可能性は否定できず、このような事態が生じた場合には、社会的な信用を失うこととなるほか、損害賠償負担等によって、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)法令遵守について

当社は、法令を遵守することは上場企業の重要な責任であると認識しており、役員・社員への教育啓発活動を随時実施し、企業倫理の向上及び法令遵守の強化に努めております。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、2020年12月期において、下請事業者との取引に際し、親事業者の義務である書面による発注書の交付並びに取引に関して記録した書面の保管義務を怠り、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の第3条及び第5条に違反していたことが発覚いたしました。現在は必要な再発防止策を講じ、是正を完了させております。

(14)システム障害について

当社は、集客の多くをインターネット上のWEBサイトで行っており、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの遮断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等のシステム障害が発生する可能性があります。当社では、システム障害発生防止のため、システムの冗長化、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも関わらず、上記のシステム障害が発生した場合には、取引の停止等が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)代表取締役社長への依存について

創業者である代表取締役社長小野悟は、これまで当社の経営方針及び事業戦略を決定するとともに、当社のビジネスモデルの構築から事業化に至るまで重要な役割を果たしております。また、今後も当社の業務全般において、同氏の経営手腕に依存する部分は大きいと考えております。当社では、取締役会、経営管理職会議等の重要な会議において役員及び幹部社員間の情報共有や経営組織体制の強化等により、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により同氏が業務執行を継続できない事態に陥った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)人材の確保及び育成について

当社では、人材を最も重要な経営資源の一つであると捉え、業容の拡大に対応して、優秀な人材を適時に確保し、当社の経営理念を共有できる人材を育成していくことが重要であると考えております。しかしながら、雇用環境の変化等により、当社の事業遂行に必要な知識、経験、能力を備える人材の確保が計画通りに進まない場合や、何らかの理由により人材の社外流出があった場合には、業容拡大の制約要因となり、将来的に当社の事業展開や財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)小規模組織であることについて

本書提出日現在における当社組織は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）、従業員45名の小規模な組織であり、内部管理体制や業務執行体制はこの規模に応じたものとなっております。このため、業容拡大に応じた人員を確保できず役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、規模に応じた十分な内部管理体制や業務執行体制が構築できず、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)自然災害について

当社は神奈川県川崎市に本社事務所を構え、その他、海外5か所に支店を設けております。当社の事業所において、大地震や津波、台風、洪水等の自然災害及び事故、火災等の発生により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業活動に支障を来す事象が発生し、業務の遂行が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19)新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員に対して、当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は、10.54%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(20)大株主について

当社の代表取締役である小野悟は、当社の大株主であり、本書提出日現在において自身が発行済株式総数の46.0%を保有するとともに、その同族関係者及び同族関係者の資産管理会社の所有株式数を含めると発行済株式総数の100.0%を所有しております。本売出しによって自身の所有株式の一部を売却する予定ではありますが、引続き大株主となる見込みであります。同人は安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましては、同人及びその同族関係者は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人及びその同族関係者の株式の多くが減少した場合等には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(21)新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、当社では従業員を在宅で勤務させる等、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めておりますが、国内及び海外主要各国において、感染拡大が終息に向かわず、長期間にわたり続いた場合は、当社が事業活動を行う各国・地域の経済に深刻な影響を与えることが予想されます。今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、当社の事業活動に支障をきたす恐れがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

なお、当社は、市場、技術動向に関する情報提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

経営成績の状況

第25期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度における世界経済は、米中貿易摩擦の激化や香港における大規模デモ等により、先行き不透明な状況が続きましたが、足もとの実体経済は主要国を中心に堅調に推移しました。日本経済は、生産には未だ弱さが見られる一方で、高水準な企業業績を背景に雇用や所得環境の改善が続き、総じて緩やかな回復基調を維持しました。

市場調査レポートの出版業界においては、欧米系出版社を量的に凌駕するインド系・中国系出版社の隆盛や出版社自身による直販部門の戦略的強化、他社の市場調査レポート販売代理店事業への進出など、当社を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような環境のもと、当社は、当事業年度を初年度とした3か年の中期経営計画に基づき、各種施策に取り組んでまいりました。仕入においては、新規調査出版会社の開拓、既存優良調査出版会社との関係強化を行うと共に増加する商品数に対応するため、翻訳業務の効率化に取り組みました。販売においては、調査出版会社との共催セミナーの開催数を増やす等、当社のブランド認知に繋がる販売促進活動にも注力し、更には大口顧客との関係強化のため、包括購買契約の推進に取り組みました。

当社の主力である市場調査レポート事業で、海外部門での売上が当初の計画と比較して大きく減少したこと等の理由により、当社の重要な経営指標である売上総利益は当事業年度で992,029千円となり、前事業年度と比較して2.1%減少する結果となりました。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は2,309,627千円（前事業年度比2.3%の減少）、営業利益は289,523千円（前事業年度比9.2%の減少）となり前事業年度を下回ったものの、保険解約返戻金を55,124千円計上したこと等から経常利益は342,528千円（前事業年度比6.6%の増加）、当期純利益は229,138千円（前事業年度比4.3%の増加）と前事業年度を上回る結果となりました。

事業区分別の業績は次のとおりであります。

(a) 市場調査レポート事業

当社の主力である市場調査レポート事業は、本社部門の売上高は前年同期比ほぼ横ばいで推移した一方で、海外部門では、特に韓国支店において、韓国国内景気の悪化等の影響を受け、売上高が前年同期比を下回りました。

この結果、市場調査レポート事業全体では、前事業年度比7.9%減の1,777,442千円となりました。

(b) 年間情報サービス事業

年間情報サービス事業は、本社部門・海外部門いずれの売上高も前事業年度と比較して増加いたしました。

この結果、年間情報サービス事業全体では、前事業年度比3.7%増の107,960千円となりました。

(c) 委託調査事業

委託調査事業は、本社部門においては、調査案件毎の単価が減少した一方で受託件数が増加した結果、売上高は前事業年度と比較して大幅に増加いたしました。海外部門においても、売上高は前事業年度を上回りました。

この結果、委託調査事業全体では、前事業年度比39.8%増の157,348千円となりました。

(d) 国際会議・展示会事業

国際会議・展示会事業は、オンライン申込み機能の向上やきめ細やかな人的サービスによる差別化等に努めた結果、本社部門・海外部門いずれの売上高も前事業年度を上回りました。

この結果、国際会議・展示会事業全体では、前事業年度比22.7%増の266,876千円となりました。

第26期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

当第3四半期累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全世界で経済活動が大きく制限され、極めて厳しい状況が続きました。日本国内においては、緊急事態宣言が解除された5月以降、経済活動は本格的に再開されておりますが、足もとでは再び感染者数が増加しており、依然として予断を許さない状況となっております。

そうした中、当社が属する市場調査レポート出版業界においては、昨今のインド系調査出版会社の著しい成長や調査出版会社自身による直販部門の戦略的強化などにより競争が激化しつつあり、当社を取り巻く環境は大きく様変わりしております。

このような状況の下、当社は今期を初年度とした3か年の「2020 中期経営計画」に基づき、新規調査出版会社の開拓、既存調査出版会社との関係強化等に取り組み、収益拡大に取り組んでまいりました。商品面においては、新規仕入先の開拓を積極的に推し進める一方で、取扱商品数の増加に対応するため、翻訳業務のさらなる自動化・効率化に注力いたしました。販売面においては、ダイレクトメール等のマーケティング活動の見直しや顧客対応のオンライン化等の取り組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を低減することに努めてまいりましたが、感染症の蔓延により当社の業績に対する影響は予定されていた会議・展示会のキャンセル又は延期という形で2月頃より国際会議・展示会事業に現れ始め、緊急事態宣言が発令された4月以降はその他の事業にも影響が及び、売上高及び営業利益が当初の計画を下回る状況が続いたため、8月に年度予算の修正を実施しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,533,374千円、営業利益は217,617千円、経常利益は235,521千円、四半期純利益は187,387千円となりました。

事業区分別の業績は次のとおりであります。

(a) 市場調査レポート事業

当社の主力である市場調査レポート事業は、第1四半期においては前年同期の売上高を上回ったものの、4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた顧客企業の活動が制限されたこと等を理由に、前年同期の売上高を下回る時期が続いたことにより、本社部門、海外部門いずれの売上高も前年同期をわずかに下回る結果となりました。

この結果、市場調査レポート事業全体では、前年同期を下回り1,278,992千円となりました。

(b) 年間情報サービス事業

年間情報サービス事業は、本社部門、海外部門とも売上高は前年同期を大きく上回りました。

この結果、年間情報サービス事業全体では、前年同期を大きく上回り97,862千円となりました。

(c) 委託調査事業

委託調査事業は、本社部門、海外部門いずれにおいても、受託件数が前年同期と比較して減少し、売上高が前年同期を下回りました。

この結果、委託調査事業全体では、前年同期を下回り107,457千円となりました。

(d) 国際会議・展示会事業

国際会議・展示会事業は、2月以降、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、予定されていた多くの会議・展示会の中止又は延期が相次ぎ、本社部門、海外部門とも売上高は前年同期を大きく下回りました。

この結果、国際会議・展示会事業全体では、前年同期を大きく下回り49,061千円となりました。

財政状態の状況

第25期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度末より237,135千円増加して、1,732,474千円となりました。

流動資産の残高は、前事業年度比319,001千円増の1,614,053千円となりました。この主な要因は、有価証券の

130,913千円減少、売掛金の8,710千円減少の一方で、現金及び預金の454,072千円増加、前渡金の13,730千円増加等によるものであります。

固定資産の残高は、81,865千円減少して、118,420千円になりました。この主な要因は、保険積立金の解約等による83,758千円減少等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債の残高は、前事業年度と比較して28,870千円増加して、733,601千円になりました。

流動負債の残高は、13,498千円増加して、390,501千円になりました。この主な要因は、1年内返済予定の長期借入金37,600千円減少、未払法人税等の57,084千円増加、前受金の31,558千円増加等によるものであります。

固定負債の残高は、15,372千円増加して、343,100千円になりました。この主な要因は、役員退職慰労引当金の15,338千円増加等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度と比較して208,265千円増加して、998,872千円になりました。この主な要因は、当期純利益229,138千円の計上と配当金25,000千円の支払い等によるものであります。

なお、自己資本比率は57.6%となりました。

第26期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産の残高は、前事業年度末より72,140千円減少して、1,660,333千円となりました。

流動資産の残高は、前事業年度比70,155千円減の1,543,898千円になりました。この主な要因は、売掛金の92,664千円減少等によるものであります。

固定資産の残高は、1,985千円減少して、116,434千円になりました。この主な要因は、関係会社株式の30,000千円増加等の一方で、投資有価証券の22,885千円減少、繰延税金資産の8,920千円減少等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度と比較して217,819千円減少して、515,781千円になりました。

流動負債の残高は、121,414千円減少して、269,086千円になりました。この主な要因は、賞与引当金の10,853千円増加等の一方で、買掛金の37,772千円減少、未払法人税等の79,048千円減少等によるものであります。

固定負債の残高は、96,405千円減少して、246,695千円になりました。この主な要因は、役員退職慰労引当金の94,880千円減少等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度と比較して145,678千円増加して、1,144,551千円になりました。この主な要因は、利益剰余金の147,387千円増加等によるものであります。

なお、自己資本比率は68.9%となりました。

キャッシュ・フローの状況

第25期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度に比べ322,473千円増加し、当事業年度末に1,243,776千円となりました。

各活動によるキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、281,649千円の収入（前事業年度は218,715千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益340,976千円、売上債権の減少37,434千円、為替差損12,385千円があった一方で、仕入債務の減少34,456千円、保険解約返戻金55,124千円等があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、137,818千円の収入（前事業年度は49,897千円の収入）となりました。

これは主に、保険積立金の解約による収入146,830千円、保険積立金の積立による支出7,946千円等があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、79,270千円の支出(前事業年度は203,186千円の支出)となりました。これは、借入金の返済による支出54,270千円、配当金の支払25,000千円があったことによります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社では生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(b) 仕入実績

第25期事業年度及び第26期第3四半期累計期間における仕入実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	第25期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第26期第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
	仕入高(千円)	前事業年度比(%)	仕入高(千円)
市場調査レポート事業	954,103	90.2	666,022
年間情報サービス事業	76,942	111.5	72,194
委託調査事業	99,901	136.5	70,906
国際会議・展示会事業	186,650	123.8	34,797
合計	1,317,597	97.5	843,920

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(c) 受注実績

当社は受注活動を行っておりますが、受注実績は販売実績と近似しているため、記載を省略しております。

(d) 販売実績

第25期事業年度及び第26期第3四半期累計期間における販売実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	第25期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第26期第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
	販売高(千円)	前事業年度比(%)	販売高(千円)
市場調査レポート事業	1,777,442	92.1	1,278,992
年間情報サービス事業	107,960	103.7	97,862
委託調査事業	157,348	139.8	107,457
国際会議・展示会事業	266,876	122.7	49,061
合計	2,309,627	97.7	1,533,374

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は、以下のとおりであります。
なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績等は「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しているとおりであります。

次期における経済環境は、米中の通商問題を巡る貿易摩擦の長期化や東アジア地域等での地政学リスクの高まり等による政治的な不確実性の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への悪影響は計り知れない状況です。これらの影響を受け、わが国経済も先行きが見通せない状況が続いております。

このような環境のもと、当社は、2020年12月期を初年度とする3か年の「2020 中期経営計画」を策定し、取り組むべき諸施策を具体的に定め、実行してまいります。

第25期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べて54,204千円減少し、2,309,627千円(前事業年度比97.7%)となりました。これは主に、年間情報サービス、委託調査、国際会議・展示会事業いずれも前年を上回ったものの、主力の市場調査レポート事業が本社部門、海外部門ともに前年を下回ったためであります。部門別では、本社部門の売上高は前年を上回ったのに対し、海外部門の売上高は前年を大きく下回りました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べて33,191千円減少し、1,317,597千円、売上総利益は、前事業年度に比べて21,013千円減少し、992,029千円(前事業年度比97.9%)となりました。これは主に、売上高の減少によるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業利益、売上高営業利益率）

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて8,292千円増加し、702,505千円となりました。これは主に、株式上場を見据えた経営・管理体制強化のための人員の増強等上場準備に係る各種費用の増加によるものであります。

この結果、当事業年度における営業利益は、前事業年度に比べて29,305千円減少し、289,523千円（前事業年度比90.8%）、売上高営業利益率は12.5%となりました。

（営業外損益、経常利益、売上高経常利益率）

当事業年度における営業外損益は、前事業年度に比べて50,457千円増加し53,005千円となりました。これは主に、当事業年度に保険解約返戻金を55,124千円計上したためであります。

この結果、当事業年度における経常利益は、前事業年度に比べて21,151千円増加し、342,528千円（前事業年度比106.6%）、売上高経常利益率は14.8%となりました。

（特別損益、当期純利益、売上高当期純利益率）

当事業年度における特別損益は、前事業年度に比べて2,371千円増加し、1,551千円となりました。これは、当事業年度にシンガポール現地法人清算に伴う貸倒損失等による特別損失を1,551千円計上したためであります。

この結果、当事業年度における当期純利益は、前事業年度に比べて9,532千円増加し、229,138千円（前事業年度比104.3%）、売上高当期純利益率は9.9%となりました。

第26期第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

（売上高）

当第3四半期累計期間における売上高は、1,533,374千円と前年同期比減収となりました。年間情報サービス事業では前年同期を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたこと等により、市場調査レポート、委託調査、国際会議・展示会事業いずれも前年を下回ったためであります。部門別では、本社部門、海外部門共に売上高は前年を下回りました。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期累計期間における売上原価は843,920千円、売上総利益は689,453千円となりました。売上高の減少により前年同期に比べて減益となっております。

（販売費及び一般管理費、営業利益、売上高営業利益率）

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、471,835千円となり、営業利益は、217,617千円となりました。退職者の発生による人件費の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による広告宣伝費の縮小等により販売費及び一般管理費が減少したため、営業利益は前年同期比でわずかな減益にとどまり、売上高の大幅な減収分を補填する形となりました。なお、売上高営業利益率は14.2%となりました。

（営業外損益、経常利益、売上高経常利益率）

当第3四半期累計期間における営業外損益は、前年同期に比べて大幅に増加し、17,903千円となりました。これは主に、前年同期に比べて為替差損が大幅に減少したためであります。

この結果、当第3四半期累計期間における経常利益は、前年同期に比べて増益となり、235,521千円となっております。なお、売上高経常利益率は15.4%となりました。

（四半期純利益、売上高四半期純利益率）

当第3四半期累計期間における四半期純利益は187,387千円、売上高四半期純利益率は12.2%となりました。

当社の資本の財源及び資金の流動性について

資本の財源及び資金の流動性については、当社の主要な資金需要は、運転資金、法人税等の支払い、借入金の返済等であり、その資金の源泉といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入れ等により、必要とする資金を調達しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社は、売上高、売上総利益及び営業利益を重要な経営指標と位置付けております。

第25期事業年度においては、「2019 中期経営計画」の中で、各指標の前事業年度対比の目標値を売上高は104.2%、売上総利益は103.7%、営業利益は販売費及び一般管理費の増加を見込んだ上で94.1%と設定し、新規仕入先の開拓による取扱い商品数の増加、顧客サービスの充実による顧客との関係強化等に努めましたが、当社の主力事業である市場調査レポート事業の売上高が前事業年度比で下回ったことにより、全社での売上高は2,309,627千円（前事業年度比97.7%）、売上総利益は992,029千円（前事業年度比97.9%）、営業利益は289,523千円（前事業年度比90.8%）となりました。

第26期事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として先行きが不透明な状況が続いておりますが、取扱い商品数の増加並びに効率的な販売促進活動、顧客サービスの推進等に努め、売上高、売上総利益及び営業利益の増加を目指してまいります。

最近2 事業年度及び第26期第3 四半期累計期間の各経営指標は次のとおりであります。

	第24期事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第25期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第26期第3 四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
売上高	2,363,832	2,309,627	97.7	1,533,374
売上総利益	1,013,042	992,029	97.9	689,453
営業利益	318,829	289,523	90.8	217,617

(注) 売上高に消費税等は含まれておりません。

第26期事業年度の各四半期における各経営指標は次のとおりであります。第2 四半期において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた顧客企業の活動が制限されたこと等を理由に、売上高、売上総利益及び営業利益が前年同期比で大きく減少いたしました。

	第26期事業年度第3 四半期 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)			
	第1 四半期 (1～3月期)	第2 四半期 (4～6月期)	第3 四半期 (7～9月期)	合計
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
売上高	811,053	311,671	410,649	1,533,374
売上総利益	366,887	136,601	185,964	689,453
営業利益	198,034	15,286	34,870	217,617

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 第26期の各四半期期間の数値については、金融商品取引法第193条の2 第1 項に基づく永和監査法人の四半期レビューは受けておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第25期事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社では、当事業年度中の設備投資につきましては、ソフトウェアの取得を中心に、有形固定資産・無形固定資産総額で3,046千円の設備投資等を実施いたしました。所要資金については自己資金を充当いたしました。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

なお、当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

第26期第3四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

当第3四半期累計期間において重要な設備の取得、除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社は「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略し、該当する事業部門の名称を記載しております。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	器具備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	合計	
本社 (神奈川県 川崎市)	市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業	本社機能	1,519	947	-	3,929	6,396	30(16)
韓国支店 (大韓民国 ソウル市)	市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業	海外支店	24,219	282	12,939 (30.19)	-	37,441	12(-)

- (注) 1. 上記の金額に消費税等を含めておりません。
 2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。
 3. 上記の他、主要な賃借設備は次のとおりです。

事業所名	事業部門の名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社	市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業	事務所、駐車場	37,350
米国支店	市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業	事務所	4,812
台湾支店	市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業、国際会議・展示会事業	事務所	1,135

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	設備の内容	設備予定額		資金調達方法	着手及び完了予定時期		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
米国支店、 シンガポール 支店、 ヨーロッパ支店	ソフトウェア (英語WEBサイ ト)	20,000	-	増資資金	2021年4月	2022年3月	集客力の向上 (注)2
本社	ソフトウェア (WEBサイト)	20,000	-	増資資金	2021年10月	2022年6月	集客力の向上 (注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、数値は記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,500,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,500,000	-	-

(注) 2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は2,250,000株増加し、2,500,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 (注) 1
新株予約権の数(個)	1,500 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 150,000 (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	自 2018年8月18日 至 2028年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238 資本組入額 119 (注) 3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の取締役就任により、2020年10月31日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 「新株予約権の行使時の払込金額（1円未満切り上げ）（以下、「行使価額」という。）」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当による場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場

合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の発行によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことができない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項は、次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 当社は、2019年7月18日付をもって、普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 2 当社従業員 44 (注) 1
新株予約権の数(個)	1,171 [1,112] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 117,100 [111,200] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238 資本組入額 119 (注) 3、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、2020年10月31日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員37名、当社元監査役1名、当社元従業員2名の合計43名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得条項は、次のとおりであります。
- 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取

得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

7. 当社は、2019年7月18日付をもって、普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	22 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,200 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年1月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238 資本組入額 119 (注) 2、6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年10月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

4. 新株予約権の取得条項は、次のとおりであります。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点に

において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

6. 当社は、2019年7月18日付をもって、普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年8月16日 (注)1	247,500	250,000	-	21,500	-	-
2019年7月18日 (注)2	2,250,000	2,500,000	-	21,500	-	-

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 株式分割(1:10)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	2	-	-	4	6	-
所有株式数(単元)	-	-	-	3,000	-	-	22,000	25,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	12.0	-	-	88.0	100.0	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,500,000	25,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,500,000	-	-
総株主の議決権	-	25,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な持続的成長と経営環境の変化に耐え得る経営基盤充実のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり16円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと新規事業に取り組むための費用として投入していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年3月27日 定時株主総会決議	40,000	16

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、設立以来、「最適な市場情報をタイムリーに提供することにより、お客様の意思決定を支援し、各業界・産業界の活性化に“情報”というフェイズから貢献し、ひいては社会の発展に寄与する」ことを経営理念に掲げて、「海外の先端技術分野の市場動向や技術動向」の最新情報を国内外の企業に提供してまいりました。このような経営理念のもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけ、経営の効率性、業績の向上と合わせ、コンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2018年7月30日付の臨時株主総会において監査役会の設置を決議して以降、監査役会設置会社として企業活動を行っております。会社の業務に精通した社内取締役と豊富な経営と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、及び取締役会から独立し社外監査役で構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。従いまして、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社などの機関設計は選択しておりません。

取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、少人数であることから、個別案件について詳細な検討と迅速な意思決定が可能な体制となっております。社外取締役は、豊富な経験と専門的知識を活かし、取締役会の意思決定を妥当かつ適正に行うため独立した立場で経営に参画しております。

監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役2名の計3名で構成され、監査役全員を社外監査役とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。

a．取締役会

当社の取締役会は、議長である代表取締役 小野悟のほか、杜山悦郎、栗崎俊紀、樋口荘祐の当社の業務に精通した常勤取締役4名及び公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的かつ豊富な知見を有する船山雅史の社外取締役1名で構成され、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

b．監査役会・監査役

当社の監査役会は、上場企業において経理部門の管理職を長く経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する久富有道の常勤監査役1名と、税理士として企業会計・税務に精通し、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有する元田達弥及び司法書士として企業法務に関する相当程度の知見を有する坂野弘樹の非常勤監査役2名で構成されており、監査役全員が社外監査役であります。監査に関する重要事項及び監査の方法については、監査役会において協議決定しております。監査役会は原則として月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時で開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べ、また各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等を通じて、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

非常勤監査役は、取締役会等の重要会議の出席、重要書類の閲覧のほか、常勤監査役との連携等を通じての監査を実施しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査役を社外監査役とし、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えております。

ｃ．経営管理職会議

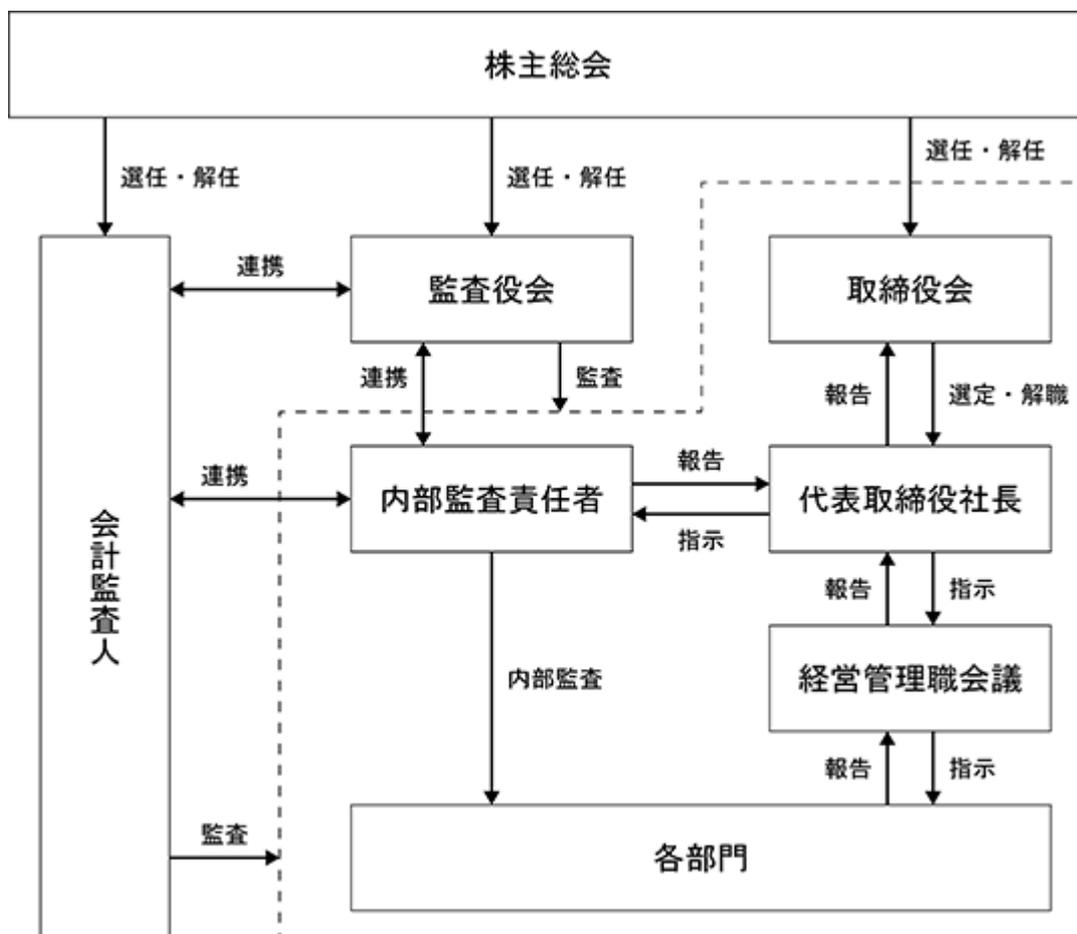
経営管理職会議は、常勤取締役及び本社管理職で構成しており、原則毎月1回開催しております。

経営管理職会議では、経営活動の状況（損益分析、各部署の中期経営計画・年度予算の進捗状況等）、業務執行の状況・課題を共有し、それに対する施策の協議等を行っております。

経営管理職会議には、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制

当社は、以下のコーポレート・ガバナンス体制により、経営への監視機能が十分に働いており、その客観的中立性が確保されていると考え、採用しております。



八．その他企業統治に関する事項

A 内部統制システムの整備状況

当社は、企業の透明性と公平性の確保及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a．当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) 経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

(b) 「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反行為等について、当社の取締役・使用人が直接情報提供を行うことができる内部通報制度を整備します。内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとします。

(c) 当社の取締役・使用人の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査責任者を選任し、「内部監査規程」に基づき当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行います。

b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- (b) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、事業活動において想定される各種リスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定します。この規程に則り、当社のリスク管理を統括するリスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、取締役・使用人のリスク管理マインド向上のための勉強会等を開催するなどリスク管理体制の整備を推進します。
- (b) 重大なリスクが顕在化したときは、損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会に加えて、迅速に意思決定を行うため、必要に応じて会議等を機動的に開催するものとします。
- (b) 取締役会等において決定された事項は、当該業務を執行する担当部門において速やかに実施する体制を整えます。
- (c) ITを活用した情報システムを構築し、迅速かつ的確な経営情報把握に努めます。
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- (b) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制構築に関する基本的計画を事業年度ごとに策定して、これに沿ってこの体制を構築し、必要に応じた改善を行います。
- f. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役は、内部監査責任者その他の使用人に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとします。
- (b) 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないものとします。
- g. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役会等の重要な会議に監査役が出席することにより、情報の共有を図ります。また、監査役から重要な事項に関して説明を求められた場合には、適切に対応します。
- (b) 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査の実施状況、当社の内部統制に関する状況を監査役に報告します。
- (c) 当社は、前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。
- h. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。
- i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
- (b) 監査の実施にあたり監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用し、監査業務に

関する助言を受ける機会を保証します。

j．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- (b) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

B リスク管理体制の整備の状況

a．リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動において想定される各種リスクが発生したときの会社の対応について、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理規程を制定し、迅速かつ適切な対応を行い、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。全社的なリスク管理に関する取り組みの企画、立案、調整及び推進は管理部が行い、実際に経営危機が発生したときには、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を直ちに設置します。対策本部は、情報収集と分析、解決策の検討、決定、実施、再発防止策の検討、決定、実施、関係機関との連絡、報道機関への対応等を行うこととしています。

b．コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しており、そのためコンプライアンス規程を制定し、これに従い取締役・使用人が法令等を遵守した行動をとることを周知徹底し、当社の社会的信用の向上を図るよう努めております。

また、コンプライアンス違反行為等への対応に関しては、内部通報規程を制定し、役職員が外部の内部通報窓口（弁護士）に直接情報提供を行うことができる内部通報制度を整備しており、さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整える等、リスクの未然防止と早期発見に取り組んでおります。

c．情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備の状況

情報セキュリティへの対応については、情報セキュリティ管理規程を制定し、会社保有情報に対するアクセス制限の明確化を図るなど会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に努めております。

また、個人情報保護の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しております。取得又は収集した個人情報の漏洩等は、当社の信用低下に直結することから、個人情報取扱規程を整備し、管理部担当取締役を個人情報責任者として個人情報に関するセキュリティ対策を講じ、個人情報の適正管理に努めております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数及び取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営することを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(これらの者であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としたものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	小野 悟	1947年9月10日生	1970年4月 1983年4月 1995年1月	同時通訳業（個人事業）開業 IGIコンサルティング日本事務所（個人事業）開設 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注)3	1,150,000
取締役CFO 管理部長	杜山 悦郎	1961年1月4日生	1983年4月 1993年4月 1997年1月 2001年7月 2004年1月 2014年4月 2016年6月 2017年10月 2018年1月 2018年4月 2020年1月	日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社鹿児島銀行 入行 国際証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 株式会社レントラックジャパン 入社 株式会社フルッタフルッタ 取締役 同社 取締役 専務執行役員CFO SKOS株式会社 専務取締役 株式会社テクサー 社外取締役 当社 取締役 当社 取締役CFO 兼 管理部長（現任） 株式会社ギブテック 専務取締役（現任）	(注)3	-
取締役 営業部長	栗崎 俊紀	1968年2月8日生	1991年4月 2002年1月 2013年6月 2018年4月	いすゞ自動車株式会社 入社 当社 入社 当社 国内営業部長 当社 取締役 兼 営業部長（現任）	(注)3	-
取締役 経営企画部長	樋口 荘祐	1989年8月30日生	2014年4月 2018年6月 2019年1月 2020年1月 2020年1月 2020年8月	JX日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS株式会社）入社 当社 入社 当社 経営企画課長 当社 経営企画部長 株式会社ギブテック 代表取締役（現任） 当社 取締役 兼 経営企画部長（現任）	(注)3	-
取締役	船山 雅史	1952年8月30日生	1976年12月 1979年1月 1987年8月 1996年11月 2005年10月 2008年6月 2008年7月 2012年12月 2013年4月 2014年10月 2014年11月 2019年2月 2019年7月 2019年7月	アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現 アクセンチュア株式会社）入社 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 シティバンク・エヌ・エイ東京支店（現 シティグループ）入社 リパブリックニューヨーク銀行（現 香港上海銀行）入社 船山公認会計士事務所 代表（現任） 株式会社フィナンテック 社外取締役（現任） 株式会社FPG 社外監査役 株式会社FPG 社外取締役（現任） 株式会社応用電子 社外取締役 ベルニナ信託株式会社（現 株式会社FPG信託） 社外取締役 株式会社三栄建築設計 社外取締役（現任） 一般財団法人寿財団（現 公益財団法人寿財団） 監事（現任） 株式会社割符サービス 社外取締役（現任） 当社 社外取締役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	久富 有道	1954年 3月 6日生	1977年 4月 大正海上火災保険株式会社（現 三井住友海上火災保険株式会社）入社 2005年 4月 同社 経理部副部長兼総合収支グループ長 2013年 4月 同社 健康保険組合常務理事 2014年 4月 同社 健康保険組合指導役 2018年 4月 当社 常勤監査役（現任） 2020年 1月 株式会社ギブテック 監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	元田 達弥	1969年 9月 9日生	1993年 5月 アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア株式会社）入社 1999年 9月 公認会計士大会計事務所（現 辻・本郷税理士法人）入所 2007年 4月 同所 国際税務部門統括部長 2008年10月 税理士登録 2014年 4月 元田会計事務所設立 所長（現任） 2014年 6月 テイ・エス テック株式会社 社外監査役（現任） 2016年 3月 株式会社MTコンサルティング設立 代表取締役（現任） 2018年 8月 当社 監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	坂野 弘樹	1980年 8月27日生	2003年 4月 株式会社アーバンコーポレイション 入社 2005年 2月 株式会社建築実務ビジュアルサービス 入社 2010年 4月 株式会社アーバンテクノス 入社 2013年11月 司法書士法人石川和司事務所 入所 2014年 4月 司法書士会入会 2016年 8月 司法書士法人石川和司事務所 代表 2019年 3月 当社 監査役（現任） 2019年12月 坂野弘樹司法書士事務所設立 代表（現任） 2020年 7月 株式会社ミルクコントリビューション設立 代表取締役（現任） 2020年 9月 一般社団法人わが家の信託協会 理事（現任）	(注) 4	-
計					1,150,000

- (注) 1. 取締役船山雅史は、社外取締役であります。
2. 監査役久富有道、元田達弥及び坂野弘樹は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年9月15日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年9月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役樋口荘祐は、代表取締役社長小野悟の娘婿であります。

社外役員 の 状 況

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2を参考しております。社外取締役は、豊富な経験と知識を活かし、公正な立場から業務執行を監督していただける方を選任しております。社外監査役は専門的な知識と幅広い経験を有し、客観的な立場から、当社の監査機能を強化していただける方を選任しております。

当社では、社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役 船山雅史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」の項目に該当するものではなく、独立役員として指定しております。なお、同氏が社外取締役を務める株式会社フィナンテックとインベスター・リレーションズ活動に関する業務委託契約を締結し、業務委託料を支払っておりますが、同氏は当該会社の業務執行者でなくかつ業務委託料は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役 久富有道氏は上場企業において経理部門の管理職を長く経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役(常勤監査役)に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」の項目に該当するものはなく、独立役員として指定しております。なお、同氏は2020年10月末時点において、当社の新株予約権20個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

社外監査役 元田達弥氏は税理士として企業会計・税務に精通しており、客観的・中立的な立場で当社の監査をしていただくことで、当社の監査体制強化につながるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」の項目に該当するものはなく、独立役員として指定しております。なお、同氏は2020年10月末時点において、当社の新株予約権10個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

社外監査役 坂野弘樹氏は、司法書士として企業法務に精通しており、公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」の項目に該当するものはなく、独立役員として指定しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、必要に応じて取締役会を通じて各部署の職務執行状況、内部統制の整備・運用状況等を把握し、中立的な立場から発言できる体制を整えております。

社外監査役は、監査役会を通じて常勤監査役より各部署の職務執行状況、重要な決裁案件、内部監査実施状況その他内部統制に関する情報等の提供を受けております。

常勤監査役は、内部監査責任者と適宜情報共有を行い、内部監査責任者より内部監査実施状況の報告を受けると共に必要に応じて意見交換を行っております。内部監査責任者、常勤監査役及び監査法人は監査結果や監査計画等について適宜意見交換を行うことで連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の計3名で構成されております。

常勤監査役 久富有道氏は、上場企業において経理部門の管理職を長く経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役 元田達弥氏は税理士として企業会計・税務に精通し、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有しており、社外監査役 坂野弘樹氏は司法書士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査役監査につきましては、月1回の監査役会開催のほか、常勤監査役、非常勤監査役がそれぞれの役割に応じて、取締役会等重要な会議の出席、経営トップとの意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役等の業務執行の監査を行っております。

内部監査の状況

当社は、少人数組織であり、担当人員に限りがあることから、独立した内部監査室は現在設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査責任者が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

内部監査責任者、及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で情報共有を行い、監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

第24期 監査法人アヴァンティア

第25期 永和監査法人

b 業務を執行した公認会計士

第24期

代表社員 業務執行社員 小笠原 直

代表社員 業務執行社員 木村 直人

（注）継続監査年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

第25期

指定責任社員 業務執行社員 荒川 栄一

指定責任社員 業務執行社員 津村 玲

（注）継続監査年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

c 監査業務に係る補助者の構成

監査法人アヴァンティアにおける補助者の構成は公認会計士4名、その他の者1名となっております。

永和監査法人における補助者の構成は公認会計士6名、その他の者3名となっております。

d 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任手続きに際しては、監査役会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」に照らし、該当する事実の有無について、担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針では、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることとなっております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の再任手続きの過程で、監査法人から品質管理体制、人員、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、それらを踏まえていずれの事項についても問題ないと評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
10,700	-	11,000	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬の内容（aを除く）

最近事業年度の前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

最近事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

最近事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性等に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査の状況及び監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、監査報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。なお、当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。

当社の役員の報酬等の額は、2018年3月29日開催の第23期定時株主総会において、取締役については年額200万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役については年額50万円以内とそれぞれ決議されております。

各取締役の報酬額については、株主総会において定められた範囲内で、取締役会決議により一任された代表取締役社長小野悟が、各取締役の役割、職務執行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案して決定しております。

各監査役の報酬額については、株主総会において定められた範囲内で、監査役会で決定することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

最近事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)(注)2
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	94,020	79,320	-	14,700	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	1,540	1,400	-	140	2
社外監査役	6,558	5,940	-	618	4

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2019年11月に退任した取締役1名、2019年3月に退任した監査役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有するものを投資目的の株式投資とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	22	2	19

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	2

第5 【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表については、監査法人アヴァンティア、当事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表については、永和監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、永和監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、当該子会社であったGlobal Information (S) PTE. LTD.は、2019年10月7日付で清算手続きが完了しており、子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、社内研修等で情報収集に努めるとともに、専門的な情報を有する団体が主催する研修・セミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	734,851	1,188,923
受取手形	1,377	4,895
売掛金	264,650	255,939
有価証券	185,719	54,805
前渡金	88,585	102,315
前払費用	14,346	5,532
その他	5,521	1,642
流動資産合計	1,295,052	1,614,053
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	26,503	25,738
工具、器具及び備品(純額)	385	1,497
土地	12,939	12,939
有形固定資産合計	1 39,828	1 40,175
無形固定資産		
商標権	-	229
ソフトウェア	4,460	4,367
その他	465	465
無形固定資産合計	4,926	5,062
投資その他の資産		
投資有価証券	19,038	22,885
関係会社株式	0	-
関係会社長期貸付金	6,255	-
保険積立金	83,758	-
繰延税金資産	21,522	22,469
その他	28,491	27,826
貸倒引当金	3,536	-
投資その他の資産合計	155,531	73,181
固定資産合計	200,285	118,420
資産合計	1,495,338	1,732,474

(単位:千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	134,679	113,953
短期借入金	16,670	-
1年内返済予定の長期借入金	37,600	-
未払金	16,160	15,045
未払費用	18,025	17,665
未払法人税等	21,964	79,048
未払消費税等	20,845	26,715
前受金	92,700	124,259
預り金	12,258	9,497
賞与引当金	4,287	4,317
その他	1,812	-
流動負債合計	377,003	390,501
固定負債		
退職給付引当金	21,516	21,550
役員退職慰労引当金	306,212	321,550
固定負債合計	327,728	343,100
負債合計	704,731	733,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,500	21,500
利益剰余金		
利益準備金	5,375	5,375
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	765,700	969,839
利益剰余金合計	771,075	975,214
株主資本合計	792,575	996,714
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,132	1,708
繰延ヘッジ損益	285	-
評価・換算差額等合計	2,418	1,708
新株予約権	450	450
純資産合計	790,606	998,872
負債純資産合計	1,495,338	1,732,474

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,280,208
売掛金	163,274
前渡金	67,465
前払費用	5,288
未収還付法人税等	18,973
その他	8,687
流動資産合計	1,543,898
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	25,177
工具、器具及び備品(純額)	3,303
土地	12,939
有形固定資産合計	41,420
無形固定資産	
商標権	211
ソフトウェア	3,468
その他	465
無形固定資産合計	4,145
投資その他の資産	
関係会社株式	30,000
繰延税金資産	13,549
その他	27,319
投資その他の資産合計	70,868
固定資産合計	116,434
資産合計	1,660,333

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	76,181
未払金	10,096
未払費用	12,750
未払消費税等	36,506
前受金	115,973
預り金	2,407
賞与引当金	15,170
流動負債合計	269,086
固定負債	
退職給付引当金	20,025
役員退職慰労引当金	226,670
固定負債合計	246,695
負債合計	515,781
純資産の部	
株主資本	
資本金	21,500
利益剰余金	1,122,601
株主資本合計	1,144,101
新株予約権	450
純資産合計	1,144,551
負債純資産合計	1,660,333

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,363,832	2,309,627
売上原価	1,350,789	1,317,597
売上総利益	1,013,042	992,029
販売費及び一般管理費	2 694,213	2 702,505
営業利益	318,829	289,523
営業外収益		
受取利息	8,490	6,869
受取配当金	152	-
有価証券売却益	7,700	-
債務勘定整理益	9,661	14,624
保険解約返戻金	-	55,124
その他	2,049	799
営業外収益合計	28,054	77,417
営業外費用		
支払利息	786	42
有価証券売却損	-	6,214
為替差損	23,125	18,156
その他	1,594	-
営業外費用合計	25,507	24,413
経常利益	321,376	342,528
特別利益		
固定資産売却益	3 93	-
特別利益合計	93	-
特別損失		
投資有価証券売却損	472	-
貸倒引当金繰入額	1 3,536	-
貸倒損失	-	1 1,551
その他	4 7	4 0
特別損失合計	4,015	1,551
税引前当期純利益	317,453	340,976
法人税、住民税及び事業税	80,446	113,812
法人税等調整額	17,400	1,975
法人税等合計	97,846	111,837
当期純利益	219,606	229,138

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品期首たな卸高		-		-	
当期商品仕入高		1,350,789	100.0	1,317,597	100.0
合計		1,350,789	100.0	1,317,597	100.0
商品期末たな卸高		-		-	
当期商品売上原価		1,350,789		1,317,597	

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
売上高	1,533,374
売上原価	843,920
売上総利益	689,453
販売費及び一般管理費	471,835
営業利益	217,617
営業外収益	
受取利息	369
有価証券売却益	275
債務勘定整理益	10,407
関係会社業務受託収入	5,400
その他	3,733
営業外収益合計	20,185
営業外費用	
為替差損	152
上場関連費用	2,000
その他	130
営業外費用合計	2,282
経常利益	235,521
特別利益	
投資有価証券売却益	3,140
特別利益合計	3,140
税引前四半期純利益	238,661
法人税、住民税及び事業税	41,473
法人税等調整額	9,801
法人税等合計	51,274
四半期純利益	187,387

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	21,500		600		675,868
当期変動額					
剰余金の配当			125,000	125,000	125,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		4,775	4,775	-	-
当期純利益			219,606	219,606	219,606
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	4,775	89,831	94,606	94,606
当期末残高	21,500	5,375	765,700	771,075	792,575

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,455	-	1,455	-	696,513
当期変動額					
剰余金の配当					125,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立					-
当期純利益					219,606
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	677	285	962	450	512
当期変動額合計	677	285	962	450	94,093
当期末残高	2,132	285	2,418	450	790,606

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	21,500	5,375	765,700	771,075	792,575
当期変動額					
剰余金の配当			25,000	25,000	25,000
当期純利益			229,138	229,138	229,138
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	204,138	204,138	204,138
当期末残高	21,500	5,375	969,839	975,214	996,714

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	2,132	285	2,418	450	790,606
当期変動額					
剰余金の配当					25,000
当期純利益					229,138
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,841	285	4,126	-	4,126
当期変動額合計	3,841	285	4,126	-	208,265
当期末残高	1,708	-	1,708	450	998,872

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	317,453	340,976
減価償却費	2,958	2,562
敷金償却	669	669
有価証券売却損益（は益）	7,700	6,214
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,536	1,068
賞与引当金の増減額（は減少）	4,287	29
退職給付引当金の増減額（は減少）	31,894	34
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	9,335	15,338
受取利息及び受取配当金	8,642	6,869
支払利息	786	42
保険解約返戻金	-	55,124
為替差損益（は益）	30,815	12,385
その他の損益（は益）	3,874	0
売上債権の増減額（は増加）	48,897	37,434
仕入債務の増減額（は減少）	39,925	34,456
その他の資産の増減額（は増加）	2,500	11,321
その他の負債の増減額（は減少）	8,789	76
小計	322,798	331,551
利息及び配当金の受取額	8,642	6,869
利息の支払額	786	42
法人税等の支払額	111,938	56,728
営業活動によるキャッシュ・フロー	218,715	281,649
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	914	1,428
有形固定資産の売却による収入	3,219	-
無形固定資産の取得による支出	4,946	1,287
投資有価証券の取得による支出	17,972	-
投資有価証券の売却による収入	95,806	-
関係会社貸付けによる支出	2,452	-
関係会社貸付金の回収による収入	-	1,651
保険積立金の積立による支出	22,965	7,946
保険積立金の解約による収入	-	146,830
その他	122	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,897	137,818

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	450	-
借入れによる収入	100,000	-
借入金の返済による支出	147,136	54,270
社債の償還による支出	31,500	-
配当金の支払額	125,000	25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	203,186	79,270
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,445	17,725
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	36,981	322,473
現金及び現金同等物の期首残高	884,322	921,303
現金及び現金同等物の期末残高	921,303	1,243,776

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	12～50年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...買掛金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローについて、ヘッジ期間の見込変動額を比較する方法で有効性を判定しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用） 5年

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

ず。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

ず。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2019年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」12,040千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」21,522千円に含めて表示しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」12,040千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」21,522千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	15,804千円	16,834千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが以下の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引以外の取引		
貸倒引当金繰入額	3,536千円	- 千円
貸倒損失	- 千円	1,551千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	81,140千円	86,660千円
給料及び手当	276,279千円	298,439千円
賞与引当金繰入額	59,118千円	56,821千円
退職給付費用	3,027千円	6,444千円
役員退職慰労引当金繰入額	15,503千円	15,458千円
法定福利費	61,391千円	65,441千円
減価償却費	2,958千円	2,562千円
おおよその割合		
販売費	6 %	5 %
一般管理費	94 %	95 %

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
車両運搬具	93千円	- 千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
工具、器具及び備品	7千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,500	247,500	-	250,000
合計	2,500	247,500	-	250,000

(変動事由の概要)

株式の分割による増加 247,500株

2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式 (注)1.	-	15,000	-	15,000	450
提出会社	第2回新株予約権	普通株式 (注)2.	-	-	-	-	-
提出会社	第3回新株予約権	普通株式 (注)2.	-	-	-	-	-
合計			-	15,000	-	15,000	450

(注) 1. 2018年度第1回新株予約権の当事業年度増加は、発行によるものであります。

(注) 2. 2018年度第2回新株予約権及び2018年度第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	125,000	50,000	2017年12月31日	2018年3月30日

(注) 当社は2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2017年12月31日を基準日とする配当金は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,000	100	2018年12月31日	2019年4月1日

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	250,000	2,250,000	-	2,500,000
合計	250,000	2,250,000	-	2,500,000

(変動事由の概要)

株式の分割による増加 2,250,000株

2019年7月18日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式 (注)1.	15,000	135,000	-	150,000	450
提出会社	第2回新株予約権	普通株式 (注)2.	-	-	-	-	-
提出会社	第3回新株予約権	普通株式 (注)2.	-	-	-	-	-
合計			15,000	135,000	-	150,000	450

(注) 1. 2018年度第1回新株予約権の当事業年度増加135,000株は、株式分割によるものであります。

(注) 2. 2018年度第2回新株予約権及び2018年度第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月29日 定時株主総会	普通株式	25,000	100	2018年12月31日	2019年4月1日

(注) 当社は2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年12月31日を基準日とする配当金は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,000	16	2019年12月31日	2020年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	734,851千円	1,188,923千円
有価証券	185,719千円	54,805千円
その他(預け金)	733千円	48千円
現金及び現金同等物	921,303千円	1,243,776千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しておりますが、一部有価証券及び投資有価証券を保有しております。また、運転資金の一部を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、取引先を高格付けの金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建預金については、主に商品の輸入に伴う外貨建代金決済に利用しており、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、外貨建MMF、外貨建投資信託、外国株式及び外国投資信託であり、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されています。

また、海外子会社であるGlobal Information (S) PTE. LTD.に対し、貸付を行っており、同社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的としたヘッジ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。「販売管理規程 与信管理基準」に従い、一部顧客について前払いとする等、信用リスクの低減を図っております。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市場リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理規程に従い、管理部担当取締役が代表取締役の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	734,851	734,851	-
(2) 受取手形	1,377	1,377	-
(3) 売掛金	264,650	264,650	-
(4) 有価証券	185,719	185,719	-
(5) 投資有価証券	19,038	19,038	-
(6) 関係会社長期貸付金 貸倒引当金(1)	6,255 3,536		
差引	2,719	2,719	-
(7) 敷金及び保証金(2)	28,491	25,946	2,545
資産計	1,236,848	1,234,302	2,545
(1) 買掛金	134,679	134,679	-
(2) 短期借入金	16,670	16,670	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	37,600	37,600	-
(4) 未払金	16,160	16,160	-
(5) 未払法人税等	21,964	21,964	-
(6) 未払消費税等	20,845	20,845	-
(7) 預り金	12,258	12,258	-
負債計	260,178	260,178	-
デリバティブ取引	(432)	(432)	-

(1) 関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(2) 貸借対照表では投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として控除した金額によっております。

(7) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式 1	0

1 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上記表中には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	734,851	-	-	-
受取手形	1,377	-	-	-
売掛金	264,650	-	-	-
関係会社長期貸付金	6,255	-	-	-
合計	1,007,135	-	-	-

(注) 4 . 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,670	-	-	-	-	-
長期借入金	37,600	-	-	-	-	-
合計	54,270	-	-	-	-	-

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しておりますが、一部有価証券及び投資有価証券を保有しております。また、運転資金の一部を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建預金については、主に商品の輸入に伴う外貨建代金決済に利用しており、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、外貨建MMF、外貨建投資信託及び外国株式であり、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。販売管理規程 与信管理基準に基づき、取引先毎に与信限度額を設定し、信用リスクの低減を図っております。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、有価証券管理規程に従い、運用・管理がなされております。また、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市場リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,188,923	1,188,923	-
(2) 受取手形	4,895	4,895	-
(3) 売掛金	255,939	255,939	-
(4) 有価証券	54,805	54,805	-
(5) 投資有価証券	22,885	22,885	-
(6) 敷金及び保証金(1)	27,821	26,495	1,326
資産計	1,555,271	1,553,944	1,326
(1) 買掛金	113,953	113,953	-
(2) 未払金	15,045	15,045	-
(3) 未払法人税等	79,048	79,048	-
(4) 未払消費税等	26,715	26,715	-
(5) 預り金	9,497	9,497	-
負債計	244,259	244,259	-

(1) 貸借対照表では投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,188,923	-	-	-
受取手形	4,895	-	-	-
売掛金	255,939	-	-	-
合計	1,449,758	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	2,961	2,619	341
債券	-	-	-
その他	82,766	82,126	639
小計	85,727	84,745	981
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	16,077	17,972	1,894
債券	-	-	-
その他	102,952	104,172	1,219
小計	119,030	122,144	3,114
合計	204,757	206,890	2,132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	15,206	288	-
債券	-	-	-
その他	377,759	8,151	1,212
合計	392,826	8,439	1,212

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	20,490	17,972	2,518
債券	-	-	-
その他	54,805	54,510	295
小計	75,296	72,482	2,813
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	2,394	2,619	224
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	2,394	2,619	224
合計	77,690	75,101	2,589

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	349,275	1,735	7,949
合計	349,275	1,735	7,949

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	通貨スワップ 受取 米ドル 支払 円(注)1	買掛金	6,762,000	-	432(注)2

(注)1. 外貨建営業債務に係る為替変動リスクのヘッジを目的としてフロア付支払金額変動型クーポンスワップ取引を実行したものであります。

受取金利の条件	3ヵ月毎後払い 定額方式 250,000.00 米ドル
支払金利の条件	3ヵ月毎後払い (a)条件判定時の為替相場が条件相場以上の円高の場合 26,900,000円 (b)条件判定時の為替相場が条件相場より円安の場合 250,000.00米ドル×(条件判定時の為替相場-1.10)円
最終金利支払日	2019年9月3日

(注)2. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、国内に勤務する従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また、韓国支店に勤務する従業員の退職給付に充てるため、前事業年度までは非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しておりましたが、当事業年度より会社が負担する退職金の水準が事前に決定されている確定拠出型年金制度（Defined Contribution型）に移行しており、韓国の「勤労者退職給与保障法」に基づいて、継続勤労年数1年に対して30日分以上の平均賃金に相当する金額を外部の退職年金取扱機関に拠出しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付引当金の期首残高	53,410
退職給付費用	2,650
退職給付の支払額	2,094
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	32,450
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>21,516</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	21,516
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>21,516</u>
退職給付引当金	21,516
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>21,516</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 2,650千円

3. 確定拠出制度

当事業年度に係る当社の確定拠出制度への要拠出額は、377千円であります。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付引当金の期首残高	21,516
退職給付費用	1,450
退職給付の支払額	1,416
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>21,550</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	21,550
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>21,550</u>

退職給付引当金	21,550
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>21,550</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 1,450千円

3．確定拠出制度

当事業年度に係る当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,994千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年7月30日	2018年7月30日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名	取締役 2名 監査役 2名 従業員 44名	監査役 1名 従業員 3名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 150,000株	普通株式 117,100株	普通株式 2,200株
付与日	2018年8月17日	2018年8月17日	2018年12月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 2018年8月18日 至 2028年7月31日	自 2020年8月1日 至 2028年6月30日	自 2021年1月1日 至 2028年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月18日付の株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度（2018年12月期）において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年7月18日付の株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	150,000	117,100	2,200
失効	-	-	-
権利確定	150,000	-	-
未確定残	-	117,100	2,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	150,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	150,000	-	-

単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	238	238	238
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年7月18日付で株式分割(普通株式1株につき10株の割合)を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション等の付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション等はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年7月30日	2018年7月30日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名	取締役 2名 監査役 2名 従業員 44名	監査役 1名 従業員 3名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 150,000株	普通株式 117,100株	普通株式 2,200株
付与日	2018年8月17日	2018年8月17日	2018年12月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年8月18日 至 2028年7月31日	自 2020年8月1日 至 2028年6月30日	自 2021年1月1日 至 2028年6月30日

(注) 1．株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月18日付の株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度(2019年12月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年7月18日付の株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	117,100	2,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	117,100	2,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	150,000	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	150,000	-	-

単価情報

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	238	238	238
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年7月18日付で株式分割(普通株式1株につき10株の割合)を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション等の付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 40,620千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプション等はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

買掛金	9,742千円
賞与引当金	1,674千円
退職給付引当金	7,326千円
役員退職慰労引当金	104,265千円
その他	3,474千円
繰延税金資産小計	126,482千円
評価性引当額	104,960千円
繰延税金資産合計	21,522千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となっ

た主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.25%
(調整)	
住民税均等割	0.06%
評価性引当額の増減	1.17%
租税特別措置法上の税額控除	3.80%
その他	0.86%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.82%

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

買掛金	5,023千円
賞与引当金	1,689千円
退職給付引当金	7,329千円
役員退職慰労引当金	109,359千円
その他	9,308千円
繰延税金資産小計	132,709千円
評価性引当額	109,359千円
繰延税金資産合計	23,350千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	880千円
繰延税金負債合計	880千円
繰延税金資産純額	22,469千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となっ

た主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.04%
(調整)	
住民税均等割	0.06%
評価性引当額の増減	1.50%
租税特別措置法上の税額控除	0.94%
その他	1.86%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.80%

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	韓国	台湾	欧州	その他	合計
1,562,881	391,308	146,814	136,276	126,551	2,363,832

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	韓国	その他	合計
2,088	37,739	-	39,828

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	韓国	台湾	欧州	その他	合計
1,617,975	328,243	144,945	106,801	111,661	2,309,627

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	韓国	その他	合計
2,467	37,441	267	40,175

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小野 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 46.0	債務被保証	当社銀行借入れに対する債務保証人	37,600	-	-

(注) 当社は、銀行からの借入れについて、代表取締役社長小野悟から債務保証を受けておりますが、保証料支払いは行っておりません。なお、取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

2．親会社又は重要な関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連当事者に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	316.06円
1株当たり当期純利益	87.84円

- (注) 1. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益(千円)	219,606
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	219,606
期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,693個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	399.37円
1株当たり当期純利益	91.66円

- (注) 1. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益(千円)	229,138
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	229,138
期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,693個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(新会社の設立)

当社は、2020年1月6日に100%出資子会社として、LPWA通信システム及びセンサーネットワークの構築・IoTプラットフォームの販売・維持・管理等を目的とする新会社「株式会社ギブテック(英語名:Giv-Tech, Inc.)」(資本金30百万円)を設立し、代表取締役樋口荘祐が就任し、専務取締役杜山悦郎が就任いたしました(いずれも兼任)。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は、作成していません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)	
減価償却費	2,475千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,000	16	2019年12月31日	2020年3月31日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「市場、技術動向に関する情報提供事業」のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	74円95銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	187,387
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	187,387
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

【附属明細表】(2019年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	スリーディー・システムズ	2,500
		Alphabet Inc-A	140
計		2,640	22,885

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他 有価証券	外貨建MMF(みずほ証券)	50,064,170
計		50,064,170	54,805

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	37,982	-	-	37,982	12,243	764	25,738
工具、器具及び備品	4,711	1,759	382	6,088	4,591	647	1,497
土地	12,939	-	-	12,939	-	-	12,939
有形固定資産計	55,633	1,759	382	57,010	16,834	1,411	40,175
無形固定資産							
商標権	-	-	-	239	9	9	229
ソフトウェア	-	-	-	5,994	1,626	1,140	4,367
その他	-	-	-	465	-	-	465
無形固定資産計	-	-	-	6,699	1,636	1,150	5,062

(注) 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,670	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	37,600	-	-	-
合計	54,270	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,536	-	3,536	-	-
賞与引当金	4,287	4,317	4,287	-	4,317
役員退職慰労引当金	306,212	15,458	120	-	321,550

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2019年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,068
預金	
当座預金	94,991
普通預金	1,092,863
計	1,187,854
合計	1,188,923

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社テルモ	4,895
合計	4,895

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年1月	1,996
2020年2月	2,898
合計	4,895

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
BASF SE	31,036
Industrial Technology Research Institute	26,348
Huawei Technologies Duessldorf GmbH	24,938
BASF Corporation	15,089
パナソニック株式会社	9,917
その他	148,609
合計	255,939

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
264,650	2,877,009	2,885,720	255,939	91.85	33.02

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

前渡金

相手先	金額(千円)
Cambridge Healthtech Institute (Cambridge Innovation Institute, LLC)	10,558
Bloomberg L.P.	9,406
BCC Research LLC	8,902
MarketsandMarkets Research Pvt. Ltd.	8,708
TechSci Research Pvt. Ltd	5,484
その他	59,254
合計	102,315

買掛金

相手先	金額(千円)
STTech GmbH	14,078
MarketsandMarkets Research Pvt. Ltd.	10,262
Grand View Research, Inc.	9,191
Mordor Intelligence LLP	4,915
Greentech Media Inc.	4,786
その他	70,718
合計	113,953

前受金

相手先	金額(千円)
Korea Credit Information Services	12,453
Deutsche Telekom AG	11,620
日本電信電話株式会社	10,354
Huawei Technologies Duesseldorf GmbH	7,355
Dream Information and Communications	4,824
その他	77,650
合計	124,259

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない理由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.gii.co.jp/about/ir.shtm
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場されたときから「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年7月1日	小野 悟	神奈川県川崎市多摩区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社いちとせ代表取締役小野 悟	神奈川県川崎市多摩区東三田三丁目2番9号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	150 注5	35,700,000 (238,000) 注4,注5	親族が株主である資産管理会社への売却
2018年7月1日	小野 悟	神奈川県川崎市多摩区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社エールワイアル代表取締役小野 悟	神奈川県川崎市多摩区東三田三丁目2番9号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	150 注5	35,700,000 (238,000) 注4,注5	親族が株主である資産管理会社への売却

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2018年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、時価純資産価額方式により算出した価格を参考にし、当事者間での協議の上決定した価格であります。
5. 2018年8月16日付をもって普通株式1株につき100株の割合で、2019年7月18日付をもって普通株式1株につき10株の割合で、株式分割を行っております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2018年8月17日	2018年8月17日	2018年12月19日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 15,000株	普通株式 11,710株	普通株式 220株
発行価格	2,380円 (注)2.	2,380円 (注)2.	2,380円 (注)2.
資本組入額	1,190円	1,190円	1,190円
発行価額の総額	35,700,000円	27,869,800円	523,600円
資本組入額の総額	17,850,000円	13,934,900円	261,800円
発行方法	2018年7月30日の臨時株主総会及び同日の取締役会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく有償新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2018年7月30日の臨時株主総会及び同日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	2018年12月17日の臨時株主総会及び同日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年12月31日であります。
2. 新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産価額方式により算出した価格及び直近取引事例を参考に、決定しております。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,380円	1株につき2,380円	1株につき2,380円
行使請求期間	2018年8月18日から 2028年7月31日まで	2020年8月1日から 2028年6月30日まで	2021年1月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 「新株予約権の行使時の払込金額(1円未満切り上げ)(以下、「行使価額」という。)」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当による場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)</p> <p>(b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。</p> <p>(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。)</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p>	<p>新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。	新株予約権を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分をすることはできない。

4. 2019年7月18日付をもって普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
樋口 荘祐	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	15,000	35,700,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 当社は2019年6月17日開催の取締役会決議により、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
杜山 悦郎	東京都東久留米市	会社役員	4,900	11,662,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
栗崎 俊紀	神奈川県横浜市泉区	会社役員	1,000	2,380,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
常岡 理恵	神奈川県座間市	会社員	800	1,904,000 (2,380)	当社の従業員
西本 万里	神奈川県川崎市麻生区	会社員	500	1,190,000 (2,380)	当社の元従業員
山本 学	東京都町田市	会社員	500	1,190,000 (2,380)	当社の従業員
塩山 晋	東京都町田市	会社員	500	1,190,000 (2,380)	当社の従業員
久富 有道	神奈川県横浜市栄区	会社役員	200	476,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
有賀 信博	神奈川県座間市	会社員	200	476,000 (2,380)	当社の従業員
岩田 真理子	東京都町田市	会社員	200	476,000 (2,380)	当社の従業員
白熊 智之	神奈川県川崎市麻生区	会社員	200	476,000 (2,380)	当社の従業員
下田 勤美	神奈川県藤沢市	会社員	200	476,000 (2,380)	当社の従業員
伊藤 淑子	東京都多摩市	会社員	200	476,000 (2,380)	当社の従業員
増田 理香子	神奈川県川崎市多摩区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
刈田 久美子	神奈川県秦野市	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
武重 阿里子	神奈川県川崎市麻生区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
鈴木 淳一	神奈川県川崎市麻生区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
佐藤 房江	東京都杉並区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
安仲 靖司	神奈川県川崎市麻生区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
鈴木 清	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	120	285,600 (2,380)	当社の従業員
荒川 稔	東京都世田谷区	会社役員	100	238,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の元監査役)

(注) 1. 当社は2019年6月17日開催の取締役会決議により、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株(上記(注)1.記載の株式分割実施後)以下である従業員24名、割当株式の総数800株に関する記載は省略しております。

3. 荒川稔は、2019年3月29日付で任期満了により当社の監査役を退任しております。

4. 西本万里は、2020年5月31日付で退職しております。

5. 自己都合による退職等を理由に権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権の付与(ストックオプション)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
元田 達弥	東京都西東京市	会社役員	100	238,000 (2,380)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 当社は2019年6月17日開催の取締役会決議により、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株(上記(注)1.記載の株式分割実施後)以下である従業員3名、割当株式の総数120株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)総数 に対する所有株 式数の割合(%)
小野 悟	(注) 1, 2	神奈川県川崎市多摩区	1,150,000	41.62
小野 優子	(注) 1, 5	神奈川県川崎市多摩区	750,000	27.14
田野 聡美	(注) 1, 6	東京都品川区	150,000	5.43
樋口 めぐ美	(注) 1, 6	神奈川県川崎市多摩区	150,000	5.43
株式会社いちとせ	(注) 1, 7	神奈川県川崎市多摩区東三田三丁目2番9号	150,000	5.43
株式会社エルワイアール	(注) 1, 7	神奈川県川崎市多摩区東三田三丁目2番9号	150,000	5.43
樋口 荘祐	(注) 3	神奈川県川崎市多摩区	150,000 (150,000)	5.43 (5.43)
杜山 悦郎	(注) 3	東京都東久留米市	49,000 (49,000)	1.77 (1.77)
栗崎 俊紀	(注) 3	神奈川県横浜市泉区	10,000 (10,000)	0.36 (0.36)
常岡 理恵	(注) 8	神奈川県座間市	8,000 (8,000)	0.29 (0.29)
西本 万里	(注) 8, 13	神奈川県川崎市麻生区	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
山本 学	(注) 8	東京都町田市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
塩山 晋	(注) 8	東京都町田市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
久富 有道	(注) 4	神奈川県横浜市栄区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
有賀 信博	(注) 8	神奈川県座間市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
岩田 真理子	(注) 8	東京都町田市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
白熊 智之	(注) 8	神奈川県川崎市麻生区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
下田 勤美	(注) 8	神奈川県藤沢市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
伊藤 淑子	(注) 8	東京都多摩市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
増田 理香子	(注) 8	神奈川県川崎市多摩区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
刈田 久美子	(注) 8	神奈川県秦野市	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
武重 阿里子	(注) 8	神奈川県川崎市麻生区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
鈴木 淳一	(注) 8	神奈川県川崎市麻生区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
佐藤 房江	(注) 8	東京都杉並区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
安仲 靖司	(注) 8	神奈川県川崎市麻生区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
鈴木 清	(注) 8	神奈川県横浜市鶴見区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
元田 達弥	(注) 4	東京都西東京市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)総数 に対する所有株 式数の割合(%)
所有株式1,000株の株主 5名 (注) 8, 9		5,000 (5,000)	0.18 (0.04)
所有株式400株の株主 6名 (注) 8		2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
所有株式200株の株主10名 (注) 8		2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
所有株式100株の株主 6名 (注) 8		600 (600)	0.02 (0.02)
計	-	2,763,400 (263,400)	100.00 (9.53)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)
6. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
7. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
8. 当社の従業員
9. 元監査役1名を含んでおります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
11. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後当社の役員または従業員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式数が変動する可能性があります。
12. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
13. 西本万里は、2020年5月31日付で退職しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会 御中

永和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒	川	栄	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	津	村		玲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルインフォメーションの2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルインフォメーションの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 直 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルインフォメーションの2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルインフォメーションの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月11日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会 御中

永和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒	川	栄	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	清	水		巧

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルインフォメーションの2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルインフォメーションの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。